

平成 2 4 年度
製品安全政策に関する取組状況について

平成 2 5 年 1 2 月 5 日
経済産業省
商務流通保安 G
製品安全課

はじめに

重大製品事故報告・公表制度は、重大製品事故の情報を社会全体で共有することで、製品事故被害の再発・拡大を防止することを目的として、平成１９年５月１４日に創設された。

平成２１年９月１日の消費者庁の創設により、重大製品事故報告の受理・公表を消費者庁が担当し、事故原因究明・再発防止策等を経済産業省が担当することになった。

本制度は、消費生活用製品の製造・輸入事業者に対し、その製造・輸入に係る消費生活用製品に重大製品事故（死亡事故、重傷病事故、後遺障害事故、一酸化炭素中毒事故、火災事故）の発生を知ったときは、１０日以内に当該製品の「名称」、「型式」、「事故の内容」等を内閣総理大臣に報告することを義務付けている。

製品事故情報を収集・公表して広く社会に周知することで、類似の重大製品事故の防止を図るものであり、公表された情報については、経済産業省のウェブサイト「製品安全ガイド」に掲載している。製品安全ガイド(http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html)

上記制度と併せ、経済産業省は、事業者に対して、(独)製品評価技術基盤機構（ＮＩＴＥ）に非重大製品事故を前広に報告するよう要請しており、ＮＩＴＥは事業者からの報告に加え、各地の消防機関からの製品火災情報、消費生活センター等から情報収集を図り、収集した情報を事故データベースとして構築している。経済産業省は、重大製品事故報告及び非重大製品事故情報を併せて、安全対策の検討に活用している。

記載項目

I 章 製品事故の発生状況

1. 重大製品事故報告の受付・公表状況

- (1) 重大製品事故の受付状況
- (2) 重大製品事故の公表等処理状況
- (3) 製品事故調査判定合同会議（第三者委員会）の活動状況

2. 重大製品事故が多発している製品の原因等分析

- (1) 電気製品（エアコン、電気ストーブ、電気冷蔵庫、電子レンジ、電気洗濯機）
- (2) 燃焼器具（石油ストーブ、ガスこんろ、石油給湯器、ガスふろがま）
- (3) その他の製品（自転車、脚立等、靴、いす、電動車イス、湯たんぽ）

3. リコール未対策品の重大製品事故の発生状況

- (1) 事業者の自主リコールの状況
- (2) リコール未対策品による重大製品事故の発生状況
- (3) リコールフォローアップの実施状況
- (4) 事業者のリコール追加対策の取組状況
- (5) リコール未対策品による重大製品事故の再発防止

4. 経年劣化対策（長期使用製品安全点検・表示制度）

- (1) 点検制度の対象品目
- (2) 表示制度の対象品目
- (3) 対象製品以外で注目する製品
- (4) 対象品目の見直し状況
- (5) 点検制度の施行状況について

5. N I T E の製品事故情報の収集状況

- (1) 平成24年度の製品事故情報収集の概要
- (2) 平成24年度の事故情報上位品目
- (3) 非重大製品事故情報の活用状況
- (4) N I T E における製品事故の未然防止対策の取組状況

Ⅱ章 製品事故の未然防止・再発防止のための対策

1. 経済産業省の取組

- (1) 乳幼児用ベッドに係る解釈通達の見直し
- (2) 製品事故の再発防止に向けた取組
- (3) 重大製品事故調査の充実にに向けた取組

2. 事業者等の自主的取組

- (1) 関係事業者団体等による注意喚起等
- (2) 関係事業者との連携による製品安全対策の推進
- (3) 事業者の自主的取組の促進

3. 消費者に対する注意喚起

- (1) N I T Eの定期プレス公表による注意喚起
- (2) 広報資料・リーフレット等の作成・配布による注意喚起
- (3) 製品安全セミナー、製品安全総点検週間における周知
- (4) 政府広報等を活用した注意喚起
- (5) 冬場の事故における注意喚起

4. 国際連携の状況

- (1) 国際的な枠組みでの取組
- (2) 多国間の枠組みでの取組
- (3) 中国との取組
- (4) 韓国との取組
- (5) 米国との取組

I 章 製品事故の発生状況

1. 重大製品事故報告の受付・公表状況

(1) 重大製品事故の受付状況

平成24年度の重大製品事故の受付件数は1,077件で、昨年度(1,169件)と比較して92件減少し、初めて1,100件を下回った。

機器別の受付状況は、ガス機器が148件(全体に占める比率14%)、石油機器126件(同12%)、電気製品597件(同55%)、その他206件(同19%)であった。

また、被害別の受付状況は、死亡46件(全体に占める比率4%)、重傷223件(同21%)、一酸化炭素中毒を7件(同1%)、火災801件(同74%)であった。なお、一酸化炭素中毒は、6件が軽症、1件は間欠型一酸化炭素中毒の可能性を指摘されているものであった。

平成19年5月の創設から2年間は、受付件数に大きな変動があったが、3年目の平成21年度から平成23年度は、概ね1,150件前後で推移していた。また、機器別・被害別の内訳は、個別製品の事故による増減はあるものの、全体的な傾向に大きな変化はない。

<平成24年度の機器別・被害別の受付状況>

	死亡		重傷		火災	一酸化炭素中毒	後遺障害	計
		(うち火災による死亡)		(うち火災による重傷)				
ガス機器	3	(3)	16	(7)	127	2	0	148(14%)
石油機器	13	(13)	4	(4)	106	3	0	126(12%)
電気製品	13	(11)	34	(2)	549	1	0	597(55%)
その他	17	(0)	169	(1)	19	1	0	206(19%)
合計	46 (4%)	(27)	223 (21%)	(14)	801 (74%)	7 (1%)	0 (0%)	1,077 (100%)

注)：被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、

- ・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」(27件)、「火災」かつ「重傷」(14件)の数字を差し引いている。火災事故報告された受付件数では842件となる。
- ・「一酸化炭素中毒」の件数からは、「一酸化炭素中毒」かつ「死亡」、「一酸化炭素中毒」かつ「重傷」の数字を差し引いている。
- ・「死亡」かつ「重傷」の事故は、「死亡」のみを計上している。

平成24年度の受付件数のうち、同一の事故において、複数製品の報告があった場合の重複を除去した後の人的被害は、死亡45名、重傷214名、一酸化炭素中毒0名、後遺障害0名であった。また、同一の事故において、複数製品の報告があった場合の重複及び報告後、火災扱いでなかったことが判明した事故を除去した物的被害件数は、火災784件であった。

＜平成 19 年度から平成 24 年度の受付状況＞

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
ガス機器	189(16%)	218(16%)	201(17%)	199(17%)	164(14%)	148(14%)
死亡	<16>	<12>	<5>	<7>	<9>	<3>
重傷	<12>	<11>	<14>	<13>	<11>	<16>
火災	<151>	<182>	<174>	<175>	<144>	<127>
一酸化炭素中毒	<10>	<13>	<8>	<4>	<0>	<2>
後遺障害	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>
石油機器	163(14%)	202(14%)	180(15%)	140(12%)	172(15%)	126(12%)
死亡	<9>	<15>	<16>	<11>	<12>	<13>
重傷	<3>	<7>	<4>	<3>	<4>	<4>
火災	<146>	<178>	<157>	<124>	<156>	<106>
一酸化炭素中毒	<5>	<2>	<3>	<2>	<0>	<3>
後遺障害	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>
電気製品	595(50%)	751(53%)	572(49%)	565(50%)	606(52%)	597(55%)
死亡	<21>	<14>	<6>	<12>	<11>	<13>
重傷	<26>	<53>	<27>	<21>	<30>	<34>
火災	<544>	<683>	<538>	<532>	<565>	<549>
一酸化炭素中毒	<3>	<0>	<1>	<0>	<0>	<1>
後遺障害	<1>	<1>	<0>	<0>	<0>	<0>
そ の 他	243(20%)	241(17%)	219(19%)	237(21%)	227(19%)	206(19%)
死亡	<27>	<18>	<20>	<20>	<27>	<17>
重傷	<186>	<184>	<173>	<190>	<172>	<169>
火災	<28>	<34>	<23>	<27>	<27>	<19>
一酸化炭素中毒	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<1>
後遺障害	<2>	<5>	<3>	<0>	<1>	<0>
合 計	1,190(100%)	1,412(100%)	1,172(100%)	1,141(100%)	1,169(100%)	1,077(100%)

注)：被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、

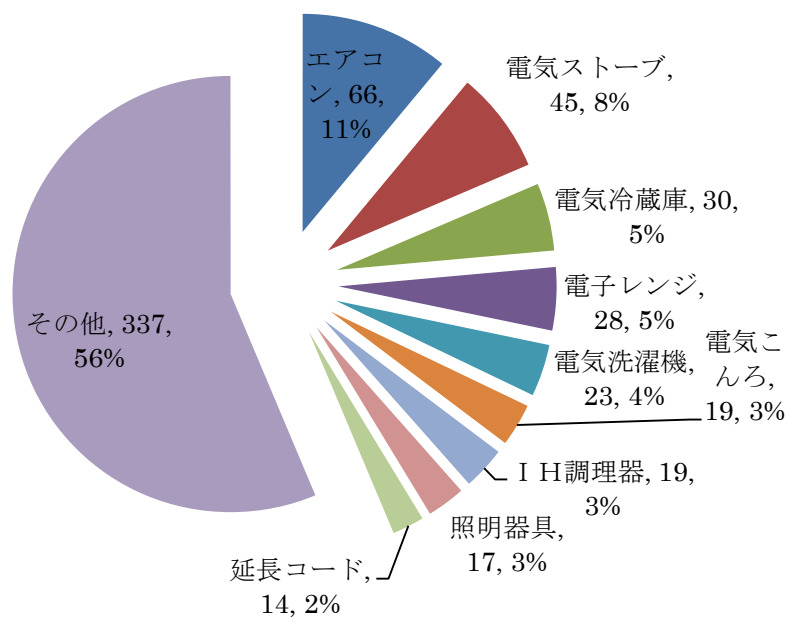
- ・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」、「火災」かつ「重傷」の数字を差し引いてる。
- ・「一酸化炭素中毒」の件数からは、「一酸化炭素中毒」かつ「死亡」、「一酸化炭素中毒」かつ「重傷」の数字を差し引いている。
- ・「死亡」かつ「重傷」の事故は、「死亡」のみを計上している。

① 受付件数上位品目

<平成24年度 電気製品の受付状況>

平成24年度の受付件数上位5品目

- 1 エアコン 66 件（うち室外機は 29 件）、2 電気ストーブ 45 件、3 電気冷蔵庫 30 件、4 電子レンジ 28 件、5 電気洗濯機 23 件



電気製品では、平成19年度以降、「エアコン」の受付件数が最も多く、次に「電気ストーブ」が続いている。平成24年度は、照明器具に代わって「電気洗濯機」の受付件数が上位5品目となった。

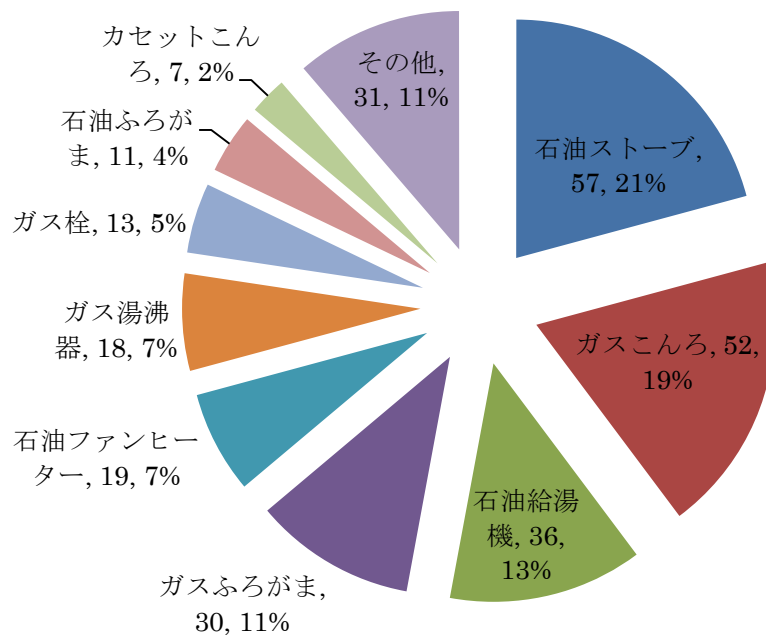
<電気製品の上位5品目の推移>

平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数
1 エアコン	81	エアコン	61	エアコン	82	エアコン	61	エアコン	66
2 電気ストーブ	67	電気ストーブ	49	電気ストーブ	43	電気ストーブ	52	電気ストーブ	45
3 電気冷蔵庫	51	電気冷蔵庫	31	電子レンジ	35	照明器具	43	電気冷蔵庫	30
4 電気こんろ	46	テレビ(ブラウン管型)	29	電気冷蔵庫	31	電気冷蔵庫	33	電子レンジ	28
5 照明器具	32	照明器具	27	照明器具	23	電子レンジ	25	電気洗濯機	23
5 電子レンジ	32	—	—	—	—	—	—	—	—

<平成24年度 燃焼器具の受付状況>

平成24年度の受付件数上位5品目

- 1 石油ストーブ 57 件、2 ガスこんろ 52 件、3 石油給湯機 36 件、
- 4 石油ふろがま 30 件、5 石油ファンヒーター19 件



燃焼器具では、平成19年以降、「ガスこんろ」の受付件数が最も多かったが、昨年度から減少傾向にあり、平成24年度は、「石油ストーブ」の受付件数が、ガスこんろを逆転した。また、石油ふろがまに代わって、「ガスふろがま」の受付件数が上位5品目となった。

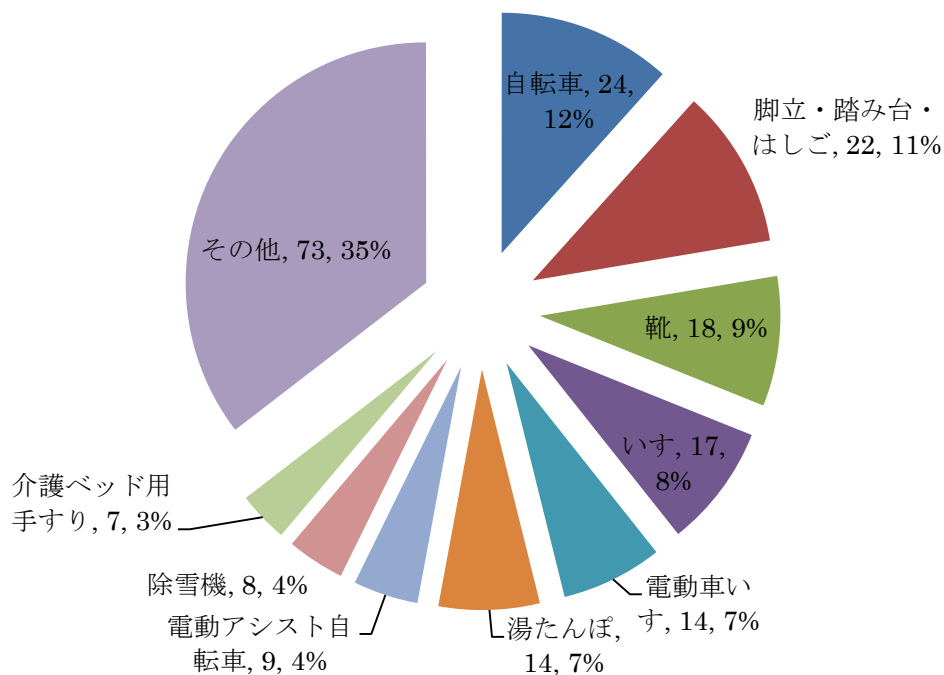
<燃焼器具の上位5品目の推移>

平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
品目名	件数		品目名	件数		品目名	件数		品目名	件数		品目名	件数	
1 ガスこんろ	95		ガスこんろ	87		ガスこんろ	98		ガスこんろ	70		石油ストーブ	57	
2 石油ストーブ	72		石油ストーブ	56		石油給湯機	48		石油ストーブ	69		ガスこんろ	52	
3 石油給湯機	60		石油給湯機	52		石油ストーブ	48		石油給湯機	45		石油給湯機	36	
4 ガスふろがま	39		石油ファンヒーター	33		ガス湯沸器	31		石油ふろがま	26		ガスふろがま	30	
5 石油ファンヒーター	34		石油ふろがま	29		ガスふろがま	23		石油ファンヒーター	25		石油ファンヒーター	19	
5	—		—	—		—	—		—	—		—	—	

<平成24年度 その他の製品の受付状況>

平成24年度の受付件数上位5品目

- 1 自転車 24 件、2 脚立・踏み台・はしご 22 件、3 靴 18 件、4 いす 17 件、
- 5 電動車いす 14 件、5 湯たんぽ 14 件



その他の製品では、平成19年度以降、自転車の受付件数が最も多く、平成22年度以降、脚立が次に多い。平成24年度は、介護ベッド用手すりに代わって「電動車いす」、「湯たんぽ」の受付件数が上位5品目となった。

<その他の製品の上位5品目の推移>

平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数
1 自転車	19	自転車	36	自転車	32	自転車	32	自転車	24
2 介護ベッド用手すり	18	電動車いす	18	脚立等	19	脚立等	22	脚立等	22
3 電動車いす	16	いす	16	いす	16	靴	13	靴	18
4 いす	14	脚立等	14	靴	14	いす	13	いす	17
5 脚立等	13	電動アシスト自転車	9	自転車用幼児座席	13	介護ベッド用手すり	11	電動車いす	14
5 —	—	ライター	9	—	—	—	—	湯たんぽ	14

② 生産国別の受付件数

平成24年度の生産国別の受付件数は、国産が647件（60%）、外国産が416件（39%）、生産国不明が14件（1%）であった。外国産を国・地域別でみると、中国297件（28%）、韓国32件（3%）、タイ25件（2%）、台湾18件（2%）等であった。

外国産の事故の割合は年々増加しており（19年度：23%、20年度：28%、21年度：30%、22年度：31%、23年度：36%、24年度：39%）、外国産のうち、中国産の割合が突出して高く、電気ストーブ、自転車、電子レンジ等の件数が多い。

<平成24年度の生産国別の受付件数>

	国産	外国産	中国	台湾	韓国	タイ	その他	不明	計
ガス機器	140 (94%)	7 (5%)	3 (2%)	0 (0%)	4 (3%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)	148
石油機器	123 (98%)	2 (1%)	2 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)	126
電気製品	301 (50%)	285 (48%)	205 (34%)	4 (1%)	23 (4%)	25 (4%)	28 (5%)	11 (2%)	597
その他	83 (40%)	122 (59%)	87 (42%)	14 (7%)	5 (2%)	0 (0%)	16 (8%)	1 (1%)	206
合計	647 (60%)	416 (39%)	297 (28%)	18 (2%)	32 (3%)	25 (2%)	44 (4%)	14 (1%)	1,077

（2）重大製品事故の公表等処理状況

重大製品事故報告・公表制度の創設後、平成19年度から平成24年度まで受け付けた7,161件のうち、重複案件及び対象外の案件（消費生活用製品に非該当、危害の内容が非該当）を除く、7,060件が消費者庁から公表された。

“ガス・石油機器に係る事故”及び“ガス・石油機器以外の機器に係る事故で製品起因が疑われるもの”については、5営業日以内に「事業者名」、「機種・型式名」が公表されるが、これまでに累計3438件が公表された。また、“ガス・石油機器以外の機器について事故原因を調査中のもの”は、「製品名」、「事故概要」のみが公表されるが、平成24年度末時点で357件が調査中であった。最終的に、事故原因が不明とされたものを含め、全ての案件について、「事故原因」、「事業者名」、「機種・型式名」が公表される。

報告受付時の審査又は原因究明調査の結果、製品起因ではないと判断された案件については、製品事故調査判定合同会議において判断の妥当性が審議される。これまでに製品起因ではないと判定されたものは累計3,208件で、「製品名」、「事故概要」が公表されている。

＜重大製品事故公表等処理状況＞

	事業者名 ・ 型式公表	製品名・事故概要を公表			他省庁 送付案件	重 複 ・ 対象外	計
		原因調査中	製品事故に は 非 該 当	製品事故には 非該当と見ら れる*			
ガス機器	336	-	769	0	0	14	1,119
石油機器	553	-	422	0	0	8	983
電気製品	2,053	248	1,330	0	2	53	3,686
その他	496	109	687	0	55	26	1,373
合 計	3,438	357	3,208	0	57	101	7,161

注）*印は、製品事故調査判定合同会議（略称）で妥当性が審議される。

「事業者名」「型式」を公表した３４３８件のうち、機器別に累計受付件数が多い品目は、以下のとおり。

＜電気製品：２，０５３件＞

製品名	件数	製品名	件数
① エアコン	192	⑥ 扇風機	105
② 電気ストーブ	181	⑦ 照明器具	87
③ 電気こんろ	138	⑧ テレビ（ブラウン管型）	74
④ 電子レンジ	133	⑨ 電気洗濯機	65
⑤ 電気冷蔵庫	127	⑩ 電気洗濯乾燥機	57

＜燃焼器具：８８９件（ガス機器３３６件、石油機器５５４件）＞

製品名	件数	製品名	件数
① 石油給湯機	261	⑥ 石油ファンヒーター	70
② 石油ストーブ	137	⑦ ガス湯沸器	61
③ ガスこんろ	89	⑧ カセットこんろ	20
④ ガスふろがま	88	⑨ ガス栓	15
⑤ 石油ふろがま	73	⑩ 油だき温水ボイラ	10

＜その他の製品：４９６件＞

製品名	件数	製品名	件数
① 自転車	55	⑥ 靴	16
② いす	49	⑦ なべ・やかん	15
③ 電動アシスト自転車	33	⑧ 介護ベッド用手すり	14
④ 電池・充電電池	24	⑨ ライター	13
⑤ 自転車用幼児座席	18	⑩ 車庫用門扉	12

（３）製品事故調査判定合同会議（第三者委員会）の活動状況

平成１９年４月３日に開催された消費経済審議会製品安全部会において、以下の事項を審議・判断することを目的として製品事故判定第三者委員会が設置された。平成２５年３月６日に開催された消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会との合同会議（略称：製品事故調査判定合同会議）までに、３，７９６件が審議された。

- 消費生活用製品安全法（以下「消安法」という。）に基づく製品事故報告において、「製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故」であるか否かに関すること。
- 消安法に基づき報告された重大製品事故のうち、製品起因であるか否か不明な事故について、メーカー名、型式名等を公表するにあたって、製品起因が主原因であるとは言えないとする判断の妥当性に関すること。
- 重大製品事故報告・公表制度の運用の適切性に関すること。等

平成２４年度は、合同会議が４回開催された。

第１回 平成２４年 ６月２１日（木）

第２回 平成２４年 ９月 ７日（金）

第３回 平成２４年１２月１９日（水）

第４回 平成２５年 ３月 ６日（水）

- 製品起因による事故ではないと判断した案件及び重大製品事故ではないと判明した案件（１３件）
- 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断した案件（７６８件）
- 原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件（１８３件）

2. 重大製品事故が多発している製品の原因等分析

平成24年度の受付件数上位5品目について、平成19年度から平成24年度までの累計受付件数のうち、「事故原因が判明した件数（原因不明、調査中を除く）」から、リコールを実施して個別製品の対策が講じられている「リコール同一原因の事故件数」を除いたものについて、事故原因区分及び主な事故原因等の整理・分析を行った。

<事故原因区分>

【製品起因】：設計不良、製造不良、経年劣化等、製品に起因するもの

【誤使用・不注意等】：誤使用・不注意等、製品に起因しないもの

【設置・修理不良等】：設置、修理不良等、製品に起因しないもの

【非製品起因】：その他、製品に起因しないもの

(1) 電気製品

① エアコン（室外機含む）

累計受付件数422件（うち室外機が233件）のうち、事故原因が判明した321件から、リコール同一原因の事故件数29件を除く、292件について整理・分析を行った。

<エアコン（室外機含む）の受付件数>

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合 計
71	81	61	82	61	66	422

<エアコン（室外機含む）のリコール同一原因の事故件数>

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合 計
1	3	8	9	3	5	29

292件中、「製品起因」が84件（29％）で、主な事故原因は、電源用コネクター端子間のトラッキングやコンデンサーの経年劣化の影響によるものであった。他方、「非製品起因」が161件（55％）と最も多く、たばこの不始末や他の出火源からの延焼が主な事故原因であった。

<エアコン（室外機含む）の事故原因区分別件数と主な事故原因>

事故原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	84 (29%)	・ 電源用コネクター端子間のトラッキングが影響 ・ コンデンサーの経年劣化が影響
【誤使用・不注意等】	13 (5%)	・ 故障状態を知らず使用を継続したことが影響 ・ 使用者自身による修理・改造が影響
【設置・修理不良等】	34 (11%)	・ 室内機と室外機の中継線の不適切な設置が影響 ・ コンセントや電源プラグを改造したことが影響

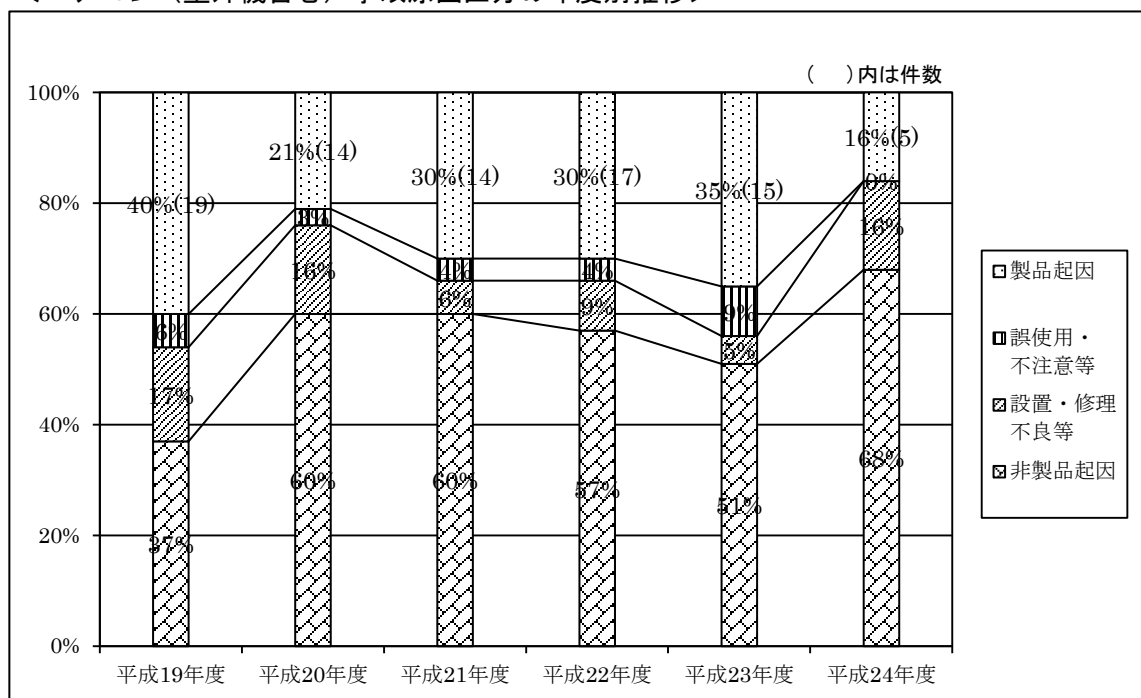
【非製品起因】

161 ・たばこの不始末
(55%) ・他の出火源からの延焼によるもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、平成23年度までは「製品起因」が30%を中心に20%～40%の間で推移していたが、平成24年度は16%に減少し、「製品起因以外」の原因が84%を占めた。

製品起因の事故は、コンデンサーの不具合が原因とみられる事故が多いことから、電気用品安全法（以下「電安法」という）の技術基準を改正した。また、経年劣化が原因とみられる事故も多いことから、消費生活用製品安全法（以下「消安法」という）に基づく長期使用製品安全表示制度（以下「表示制度」という）の対象品目とした。製品起因以外の原因による事故については、これまでも注意喚起のプレスリリースを行っており、平成25年度も注意喚起を実施する予定。

＜エアコン（室外機含む）事故原因区分の年度別推移＞



（参考）エアコン（室外機含む）事故の再発防止の取組

平成21年4月 消安法を改正し、表示制度の対象製品に指定

平成21年9月 電安法の技術基準を改正し、基板の難燃化及びモーター用コンデンサーの保安機構装備を義務化

平成23年6月 NITE プレス「エアコンによる事故の防止について」

平成24年6月 NITE プレス「エアコン及び扇風機による事故の防止について」

② 電気ストーブ

累計受付件数 306 件のうち、事故原因が判明した 218 件から、リコール同一原因の事故件数 47 件を除く、171 件について整理・分析を行った。

<電気ストーブの受付件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合 計
50	67	49	43	52	45	306

<電気ストーブのリコール同一原因の事故件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合 計
4	9	9	9	10	6	47

171 件中、「製品起因」が 71 件（41％）と最も多く、主な事故原因は、内部配線の接続不良やダイオードの品質のばらつき、内部配線と電源線の接続不良であった。次に「誤使用・不注意等」が 63 件（37％）と多く、洗濯物等の可燃物の接触や電源コードの取り扱い不備が主な事故原因であった。

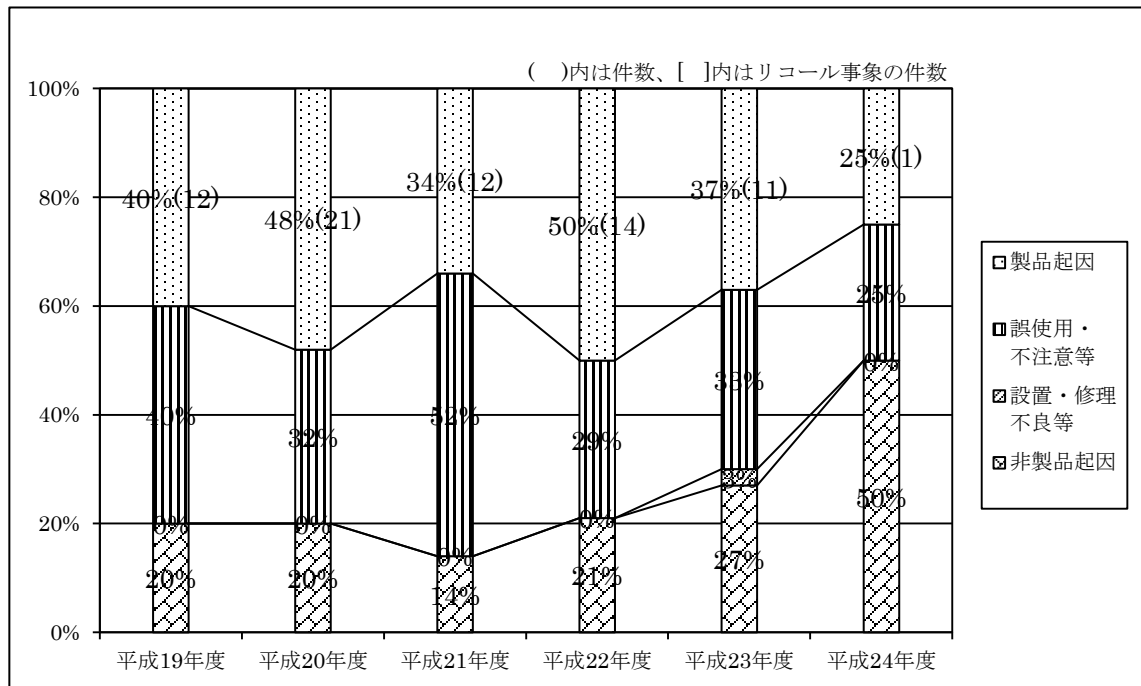
<電気ストーブの事故原因区分別件数と主な事故原因>

事故原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	71 (41%)	・ 内部配線と電源線の接続不良が影響 ・ ダイオードの品質ばらつきが影響
【誤使用・不注意等】	63 (37%)	・ 洗濯物等の可燃物が接触したもの ・ 電源コードの取り扱い不備が影響 ・ 使用者による修理不良・改造したことが影響
【設置・修理不良等】	1 (1%)	・ 設置時に屋内配線と電源線の接続不良
【非製品起因】	36 (21%)	・ たばこの不始末、他の出火源からの延焼によるもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、平成 23 年度までは「製品起因」が 34％～50％の間で推移していたが、平成 24 年度は 25％に減少し、「製品起因以外」の原因が 75％を占めている。

製品起因の事故は、製造不良や部品不良が原因によるものが多いことから、電安法の技術基準の改正を行った。製品起因以外の原因による事故については、平成 23 年度に注意喚起のプレスリリースを行ったが、平成 25 年度も注意喚起を行う予定。

<電気ストーブの事故原因区分の年度別推移>



(参考) 電気ストーブ事故の再発防止の取組

平成 21 年 9 月 電力調整（強弱制御）用ダイオード及び内部配線屈曲耐久性を高めるように電安法の技術基準を改正

平成 23 年 10 月 NITE プレス「暖房器具による事故の防止について」

③ 電気冷蔵庫

累計受付件数 202 件のうち、事故原因が判明した 144 件から、リコール同一原因の事故 17 件を除く、127 件について整理・分析を行った。

<電気冷蔵庫の受付件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合 計
26	51	31	31	33	30	202

<電気冷蔵庫のリコール同一原因の事故件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合 計
0	2	3	2	1	9	17

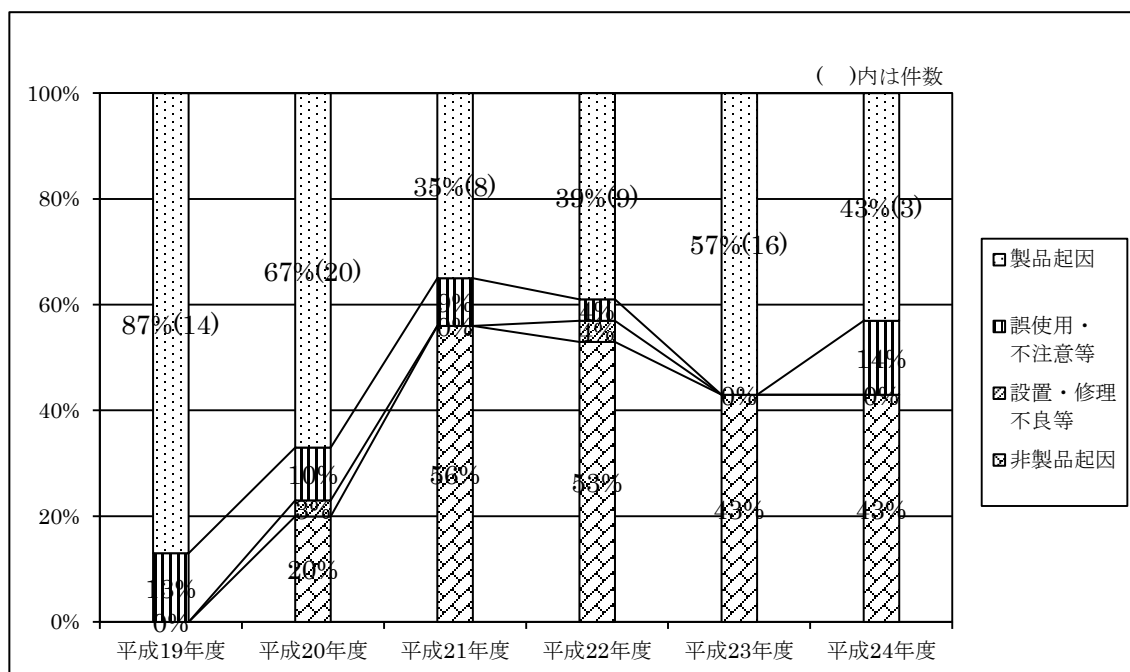
127 件中、「製品起因」が 70 件（55%）と最も多く、主な事故原因は、モーター巻き線の絶縁劣化や始動リレー内部のトラッキングが影響したものであった。次に「非製品起因」が 46 件（36%）と多く、たばこの不始末や他の出火源からの延焼が主な事故原因であった。

<電気冷蔵庫の事故原因区分別件数と主な事故原因>

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	70 (55%)	・ モーター巻き線の絶縁劣化が影響 ・ 始動リレー内部のトラッキングが影響 ・ コンデンサーの端子部の接触不良が影響
【誤使用・不注意】	9 (7%)	・ 故障状態を知らずに継続使用をしたことが影響 ・ 電源コードの取り扱い不備が影響
【設置・修理不良等】	2 (2%)	・ 販売店での展示方法が影響 ・ 厨房内に設置され水洗いされていたことが影響
【非製品起因】	46 (36%)	・ たばこの不始末、他の出火源からの延焼によるもの ・ 小動物が内部配線をかじったことが影響したもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、「製品起因」が、平成19年度（87%）、20年度（67%）と高い割合を占めていたが、最近では、「製品起因」と「製品起因以外」の原因が同程度（43%）となっている。製品起因の事故は、コンデンサーの不具合が原因の事故が多かったことから、電安法の技術基準の改正を行った。

<電気冷蔵庫の事故原因区分の年度別推移>



(参考) 電気冷蔵庫事故の再発防止の取組

平成21年9月 モーター用コンデンサーの保安機構の義務化及び内部配線屈曲耐久性を高める電安法の技術基準を改正

④ 電子レンジ

累計受付件数 172 件のうち、事故原因が判明した 138 件から、リコール同一原因の事故 65 件を除く、73 件について整理・分析を行った。

<電子レンジの受付件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合 計
26	32	26	35	25	28	172

<電子レンジのリコール同一原因の事故件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合 計
8	13	13	17	7	7	65

73 件中、「製品起因」が 40 件（55%）と最も多く、主な事故原因は、ドアスイッチの経年劣化や、高圧トランス巻き線の製造不良等であった。次に「誤使用・不注意等」が 23 件（31%）と多く、庫内の清掃不足や、規定時間を超えて加熱したこと等が主な事故原因であった。

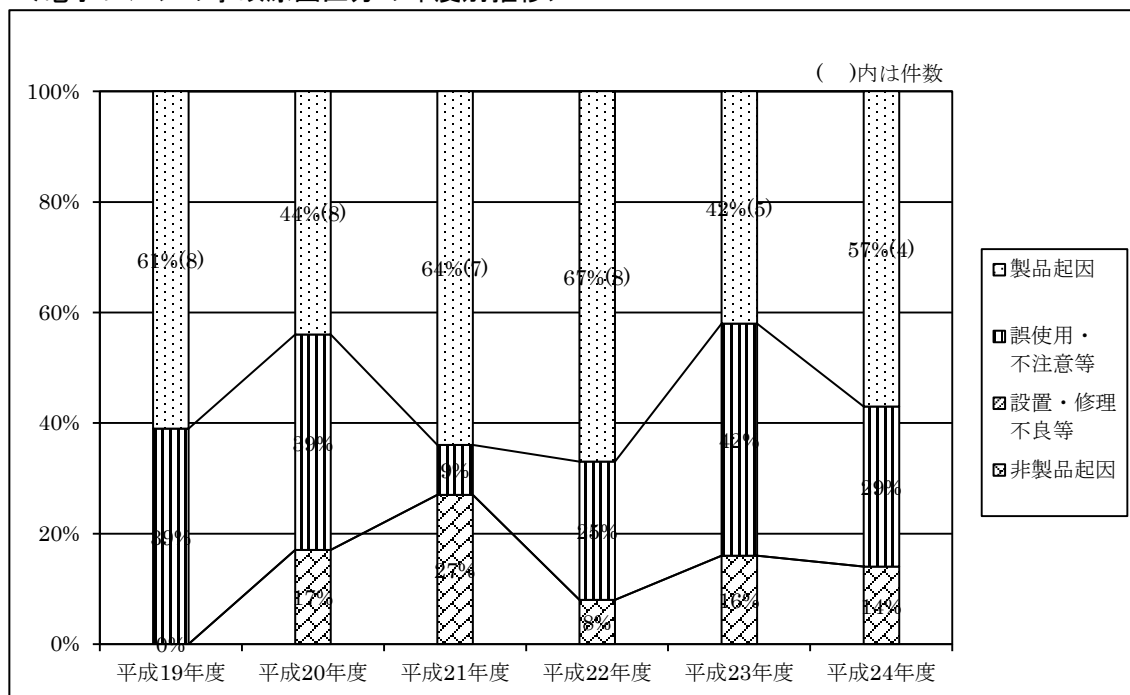
<電子レンジの事故原因区分別件数と主な事故原因>

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	40 (55%)	・ ドアスイッチの経年劣化が影響 ・ 経年劣化によるはんだクラックが影響 ・ 高圧トランス巻き線の製造不良が影響
【誤使用・不注意等】	23 (31%)	・ 庫内の清掃不足が影響 ・ 規定時間を超えて加熱した過加熱が影響 ・ 食品以外のものを入れて加熱したことが影響
【設置・修理不良等】	0	
【非製品起因】	10 (14%)	・ 展示品を作動させたことが影響したもの ・ 他の出火源からの延焼によるもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、製品起因が 40%～67% の間で推移し、平成 24 年度は 57%（4 件）であった。製品起因の事故は、ドアスイッチの不具合による事故が散見されることから、今後、事故発生を注視する必要がある。

製品起因以外の原因の事故については、平成 24 年度に注意喚起のプレスリリースを行うとともに、リーフレットを作成して一層の周知を行っている。

＜電子レンジの事故原因区分の年度別推移＞



(参考) 電子レンジ事故の再発防止の取組

平成 24 年 4 月 NITE プレス「電子レンジ及び電子レンジとの組み合わせで使用される製品の事故の防止について」

⑤ 電気洗濯機

累計受付件数 127 件のうち、事故原因が判明した 104 件から、リコール同一原因の事故 20 件を除き、84 件について整理・分析を行った。

＜電気洗濯機の受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合 計
18	23	25	14	24	23	127

＜電気洗濯機のリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合 計
3	1	2	3	6	5	20

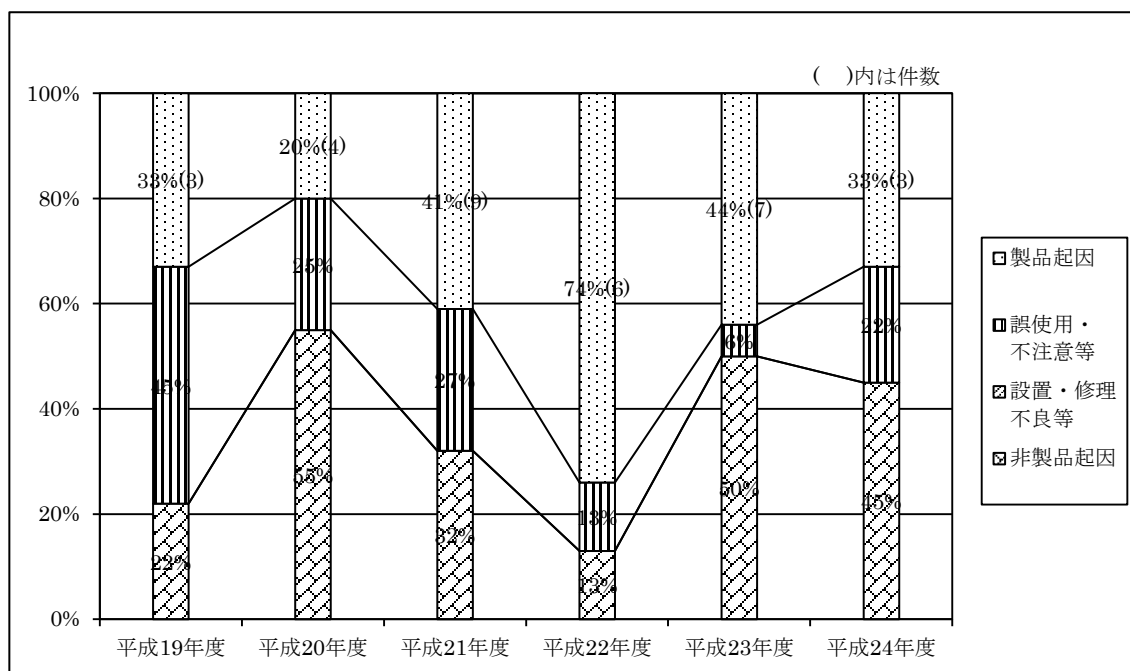
84 件中、「製品起因」が 32 件（38％）で、主な事故原因は、コンデンサーの部品不良や、経年劣化によるはんだクラックが影響したものであった。また、「非製品起因」が 33 件（39％）と製品起因と同程度で、他の出火源からの延焼が主な事故原因であった。

＜電気洗濯機の事故原因区分別件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	32 (38%)	・コンデンサーの部品不良が影響したもの ・経年劣化によるはんだクラックが影響したもの ・運転中の振動が内部配線に影響したもの
【誤使用・不注意等】	19 (23%)	・故障状態を知らず使用を継続したことが影響 ・電源コードの取り扱いが影響
【設置・修理不良等】	0	
【非製品起因】	33 (39%)	・他の出火源からの延焼によるもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、平成22年度に「製品起因」が74%と高かったが、平成24年度は33%に減少し、「製品起因以外の原因」が67%を占めている。製品起因の事故は、コンデンサーの不具合による事故が多いことから電安法の技術基準を改正し、また、経年劣化が原因とみられる事故も多いことから、表示制度の対象とした。

＜電気洗濯機の事故原因区分の年度別推移＞



(参考) 電気洗濯機事故の再発防止の取組

平成21年4月 消安法を改正し、表示制度の対象製品に全自動洗濯機を指定

平成21年9月 電安法の技術基準を改正し、基板の難燃化及びモーター用コンデンサーの保安機構装備を義務化

(2) 燃焼器具

① 石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）

累計受付件数503件（うち石油ファンヒーターは158件）のうち、事故原因が判明した332件から、リコール同一原因の事故件数8件を除く、324件について整理・分析を行った。

＜石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）の受付件数＞

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合 計
68	106	89	70	94	76	503

＜石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）のリコール同一原因の事故件数＞

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合 計
0	0	2	3	2	1	8

324件中、「製品起因」が29件（9％）で、主な事故原因は、油受け皿からの灯油漏れや、経年劣化によるはんだクラックが影響したものであった。

他方、「誤使用・不注意等」が172件（53％）で最も多く、故障状態を知らず使用を継続したもの、洗濯物等の可燃物が接触したもの、給排気筒を閉塞したことが影響したものが主な事故原因であった。

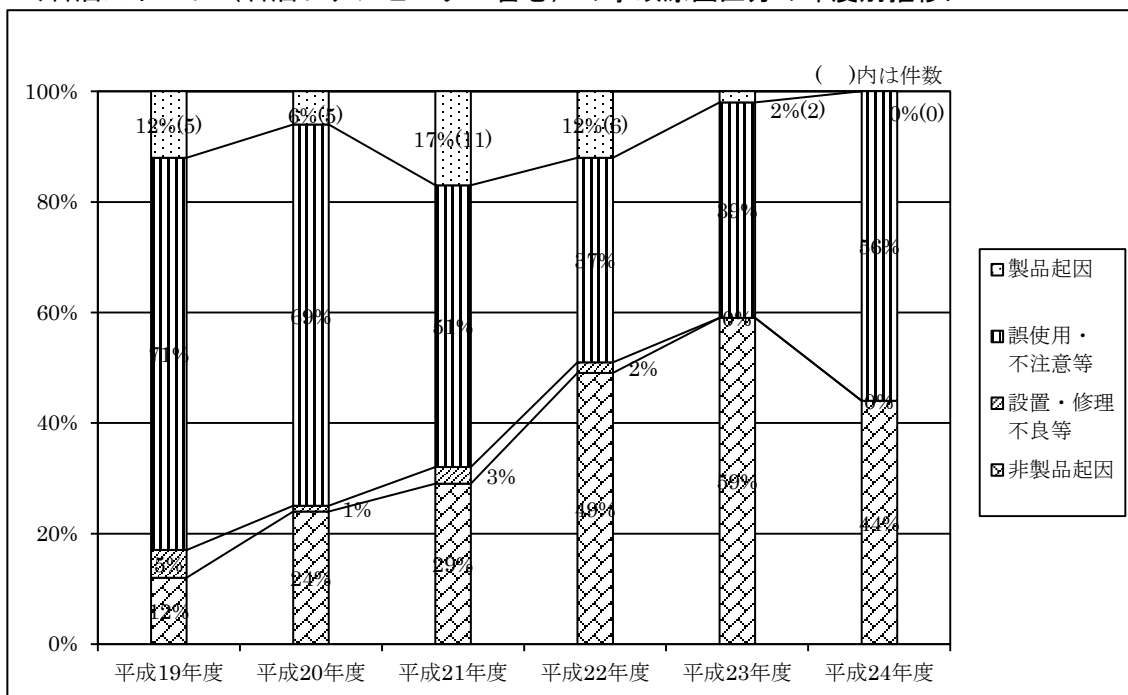
＜石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）の事故原因区分別件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	29 (9%)	・ 油受け皿からの灯油漏れが影響 ・ 経年劣化によるはんだクラックが影響
【誤使用・不注意等】	172 (53%)	・ 消火せずに給油したことが影響 ・ カートリッジタンクの蓋を確実に閉めなかったことが影響 ・ 洗濯物等の可燃物が接触したもの
【設置・修理不良等】	6 (2%)	・ 移設時に適正に設置しなかったことが影響 ・ 排気筒の断熱不良が影響
【非製品起因】	117 (36%)	・ 他の出火源からの延焼によるもの ・ 出火の痕跡がなく、異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、「製品起因」が平成21年度の17％から減少し、平成24年度はゼロで、「製品起因以外」の原因が大半を占めている。

FF式の石油温風暖房機は、経年劣化が原因の事故が多いことから、長期使用製品安全点検制度（以下「点検制度」という）の対象とした。製品起因以外の原因による事故については、給油時の事故が多いことから、消安法の技術基準を改正した。また、これまでに注意喚起のプレスリリースを行っており、平成25年度も注意喚起を実施する予定。

＜石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）の事故原因区分の年度別推移＞



（参考）石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）事故の再発防止の取組

平成 21 年 4 月 消安法を改正し、点検制度の対象製品に F F 式石油温風暖房機を指定

平成 21 年 4 月 給仕消火装置の搭載義務化、給油タンクの蓋が確実に閉まったことのできる仕様を義務化するように消安法の技術基準を改正

平成 23 年 10 月 NITE プレス「暖房器具による事故の防止について」

平成 23 年 11 月 製品安全総点検週間 経済産業省展示パネル「石油ストーブ」

平成 24 年 10 月 NITE プレス「石油ストーブによる事故の防止について」

平成 25 年 1 月 「石油ストーブによる事故の防止について」（再周知）

② ガスこんろ

累計受付件数 4 8 0 件のうち、事故原因が判明した 4 1 8 件から、リコール同一原因の事故件数 4 件を除く、4 1 4 件について整理・分析を行った。

＜ガスこんろの受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合 計
78	95	87	98	70	52	480

＜ガスこんろのリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合 計
0	1	0	2	1	0	4

414件中、「製品起因」が9件（2％）で、主な事故原因は、器具栓内部の動作不良や、部品組み付け時にガスシール部品を傷つけたことが影響したものであった。他方、「誤使用・不注意等」が309件（75％）で最も多く、点火状態で放置や、グリル内の清掃不足、こんろの下に可燃物を敷いていたことが主な事故原因であった。

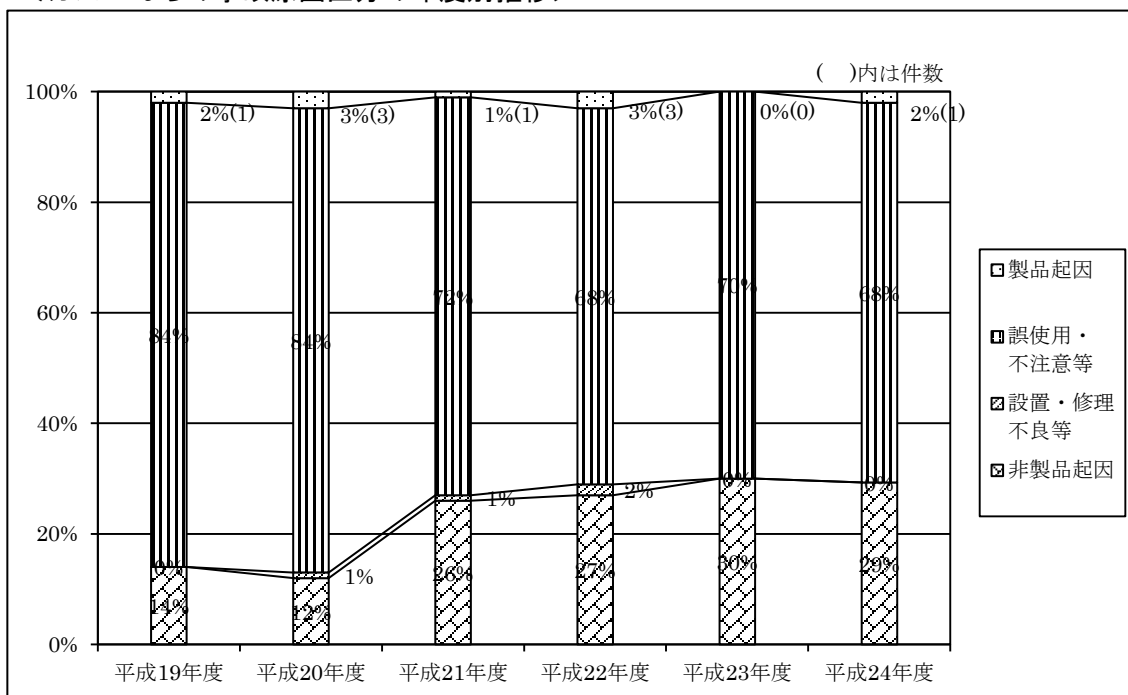
<ガスこんろの事故原因区分別の件数と主な事故原因>

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	9 (2%)	・器具線内部の動作不良が影響 ・部品組み付け時にガスシール部品を傷つけたことが影響
【誤使用・不注意等】	309 (75%)	・点火状態で放置したことが影響 ・グリル内の清掃不足が影響 ・こんろの下に可燃物を敷いていたことが影響
【設置・修理不良等】	4 (1%)	・離隔距離を守らずに設置したことが影響 ・設置時にガス配管を誤って接続したことが影響 ・修理時の部品の付け忘れが影響
【非製品起因】	92 (22%)	・他の出火源からの延焼によるもの ・出火の痕跡がなく、異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、「製品起因」が各年度ともに3％以下（1件から3件）であり、「製品起因以外」の原因が大半を占めている。

製品起因以外の原因による事故については、調理中にその場を離れることによる事故（例、天ぷら油火災）が多く、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「ガス事法等」）の技術基準を改正した。また注意喚起のプレスリリースを行った。

<ガスこんろの事故原因区分の年度別推移>



(参考) ガスこんろ事故の再発防止の取組

平成 20 年 10 月 ガス事法等の技術基準を改正し、立ち消え安全装置及び調理油過熱防止装置の搭載を義務化

平成 23 年 1 月 NITE プレス「ガスこんろ等の事故の防止について」

平成 24 年 11 月 製品安全総点検週間 経済産業省展示パネル「ガスこんろ」

平成 24 年 11 月 NITE プレス「ガスこんろ及びカセットこんろの事故の防止について」

③ 石油給湯機

累計受付件数 309 件のうち、事故原因が判明した 257 件から、リコール同一原因の事故件数 141 件を除く、116 件について整理・分析を行った。

<石油給湯機の受付件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合 計
68	60	52	48	45	36	309

<石油給湯機のリコール同一原因の事故件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合 計
41	29	22	26	10	13	141

116 件中、「製品起因」が 65 件（56%）と最も多く、主な事故原因は、長期使用による送油経路や給気経路に異物が混入し噴霧不良が影響したもの、缶体の腐食による排気漏れが影響したものであった。次に「誤使用・不注意等」が 28 件（24%）と多く、故障状態を知らずながら使用を継続したものや、業務用途として連続運転したことが主な事故原因であった。

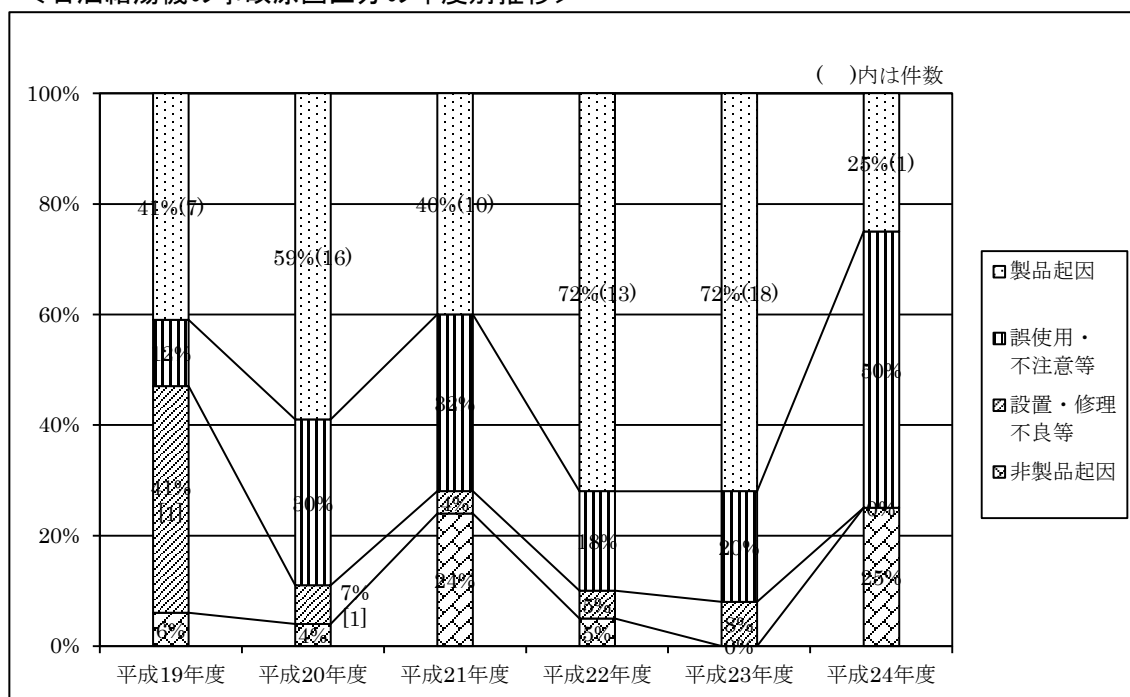
<石油給湯機の事故原因区分別件数と主な事故原因>

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	65 (56%)	・長期使用による送油経路や給気経路への異物混入による噴霧不良が影響 ・缶体の腐食による排気漏れが影響
【誤使用・不注意等】	28 (24%)	・故障を知らずながら使用を継続したことが影響 ・空だきしたことが影響
【設置・修理不良等】	13 (11%)	・排気筒に断熱処理を施さなかったことが影響 ・屋外式を囲い込み設置したことが影響
【非製品起因】	10 (9%)	・他の出火源からの延焼によるもの ・出火の痕跡がなく、異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、平成 22、23 年度は、「製品起因」が 72% であったが、平成 24 年度は 25% に減少し、「製品起因以外」の原因が 75% を占めた。

製品起因の事故は、経年劣化事故が多いことから、点検制度の対象としている。製品起因以外の原因による事故は、空だきによる事故が多いことから、消安法の技術基準を改正した。

＜石油給湯機の事故原因区分の年度別推移＞



(参考) 石油給湯機事故の再発防止の取組

平成 21 年 4 月 消安法を改正し、点検制度の対象製品に指定

平成 21 年 4 月 ガス事法等の技術基準を改正し、空だき防止装置の搭載を義務化

④ ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）

累計受付件数 183 件のうち、事故原因が判明した 158 件から、リコール同一原因の事故件数 27 件を除く、131 件について整理・分析を行った。

＜ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）の受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合 計
41	39	27	23	23	30	183

＜ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）のリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合 計
8	5	2	4	1	7	27

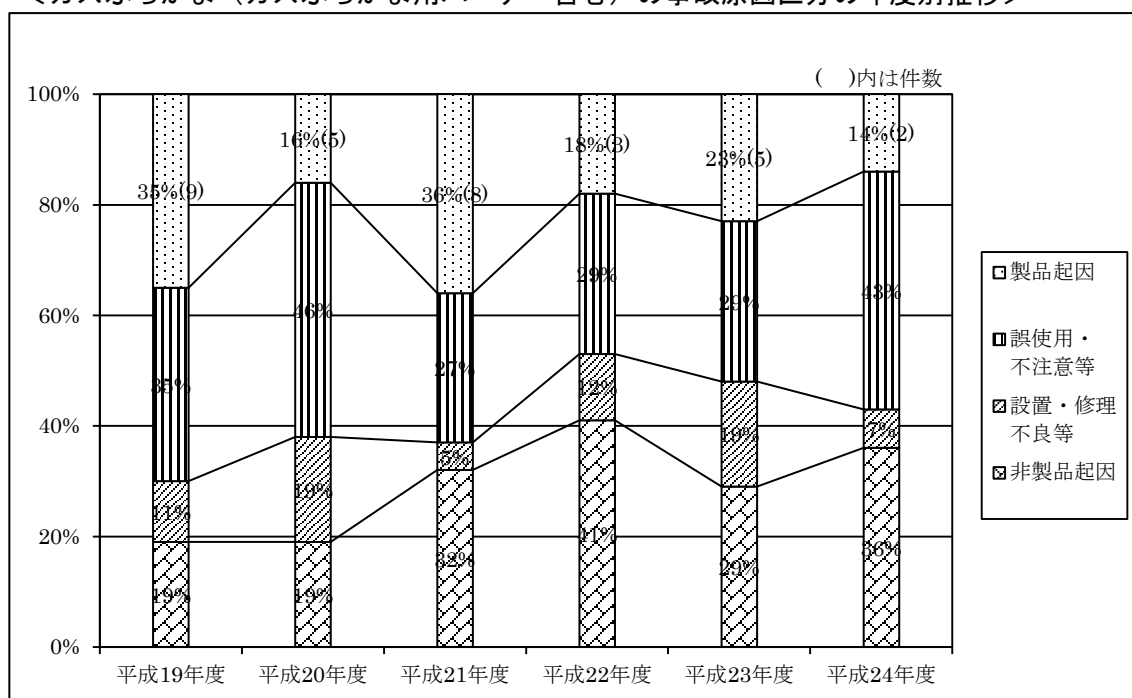
131 件中、「製品起因」が 32 件（24%）で、主な事故原因は、熱交換器の経年劣化による異常燃焼や、ガス種の異なる部品を取り付けたため異常燃焼が影響したものであった。他方、「誤使用・不注意等」が 46 件（35%）で最も多く、器具を冠水させたことが影響したものや器具栓つまみの操作を誤ったことが主な事故原因であった。

＜ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）の事故原因区分別件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	32 (24%)	・熱交換器の経年劣化による異常燃焼が影響 ・ガス種の異なる部品を取り付けたため異常燃焼が影響
【誤使用・不注意等】	46 (35%)	・器具を冠水させたことが影響 ・器具栓つまみの操作を誤ったことが影響
【設置・修理不良等】	17 (13%)	・燃焼排ガスが滞留する場所に設置したことが影響 ・修理時に配線接続を間違っただめに安全装置が作動しなかったことが影響
【非製品起因】	36 (28%)	・他の出火源からの延焼によるもの ・出火の痕跡がなく、異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、平成23年度までは「製品起因」が16%～36%の間で変動していたが、平成24年度は14%に減少し、「製品起因以外」の原因が86%を占めた。製品起因の事故は、経年劣化が原因とみられる事故が多いことから、点検制度の対象とした。製品起因以外の原因による事故については、注意喚起のプレスリリースを行っている。

＜ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）の事故原因区分の年度別推移＞



(参考) ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）事故の再発防止の取組

- 平成19年4月 ガス用品及び液化石油ガス器具の技術基準を改正し、安全装置の不正改造防止、電装基板の耐用強度向上、不完全燃焼防止装置の搭載を義務化
- 平成20年4月 燃焼排ガス中のCO濃度を低濃度とするガス事業法等の技術基準を改正
- 平成21年4月 消安法を改正し、表示制度の対象製品にガスふろがまを指定
- 平成25年2月 NITE プレス「ガスふろがま及び石油ふろがまの事故の防止について」

(3) その他の製品

① 自転車

累計受付件数 152 件のうち、事故原因が判明した 114 件から、リコール同一原因の事故件数 2 件を除く、112 件について整理・分析を行った。

<自転車の受付件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合 計
9	19	36	32	32	24	152

<自転車のリコール同一原因の事故件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合 計
1	0	1	0	0	0	2

112 件中、「製品起因」が 23 件（20％）で、主な事故原因は、ペダルの強度不足が影響したものやフレームパイプの溶接不良等であった。他方、「非製品起因」が 56 件（50％）で最も多く、車輪に異物が挟まり急制動したことが主な事故原因であった。

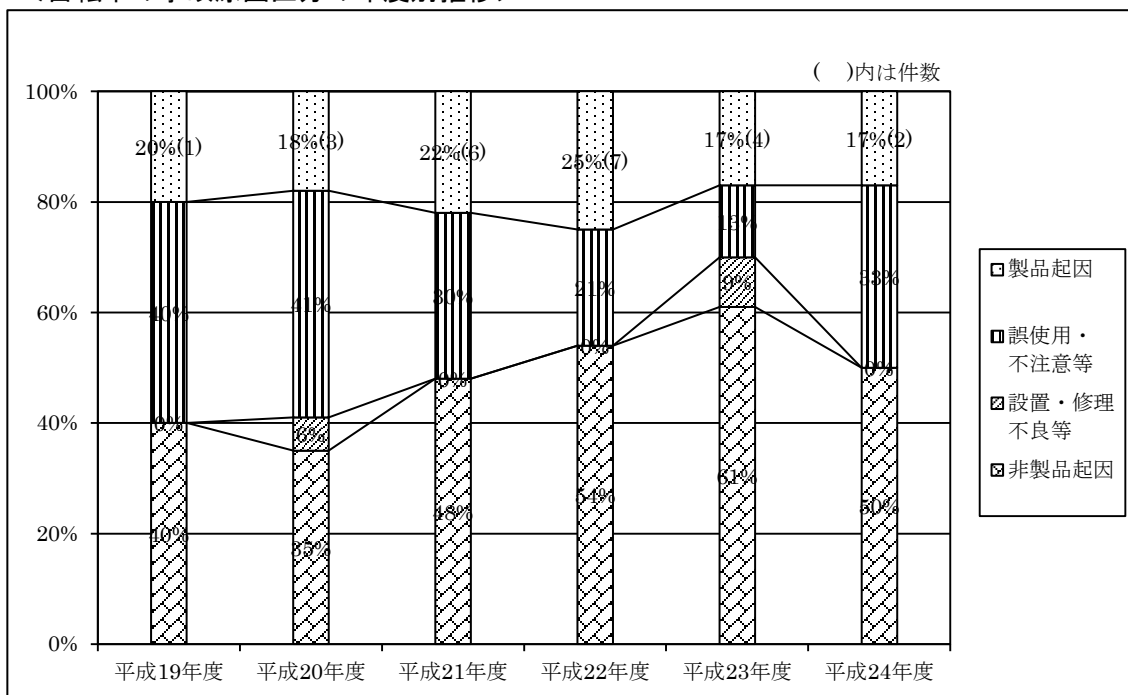
<自転車の事故原因区分別件数と主な事故原因>

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	23 (20%)	・ペダルの強度不足が影響 ・フレームパイプの溶接不良が影響 ・ハンドルポストの組立方法の無記載が影響
【誤使用・不注意等】	30 (27%)	・メンテナンス不足でチェーンが外れたことが影響 ・ブレーキの調整不足が影響 ・運転操作を誤ったことが影響
【設置・修理不良等】	3 (3%)	・販売店の修理不良が影響 ・販売店の組み付け不良が影響
【非製品起因】	56 (50%)	・車輪に異物が挟まり急制動となったもの ・製品に異常が認められないもの

年度別の事故原因区分の内訳をみると、「製品起因」が各年度 20％前後とほぼ一定であるが、「製品起因以外」の原因が大半を占めている。

製品起因以外の原因による事故については、注意事項を記載したチラシを作成し関係団体等に配布するとともに、平成 23 年度に注意喚起のプレスリリースを行った。

<自転車の事故原因区分の年度別推移>



(参考) 自転車事故の再発防止の取組

平成 23 年 12 月 N I T E プレス「自転車の事故の防止について」

平成 25 年 4 月 N I T E プレス「自転車の事故の防止について」

② 脚立等

累計受付件数 105 件のうち、事故原因が判明した 88 件について整理・分析を行った。

<脚立等の受付件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合 計
15	13	14	19	22	22	105

88 件中、「製品起因」が 2 件（2％）で、主な事故原因は、使用時の注意表示の不足や、天板勘合部の構造上の問題が影響したものであった。他方「誤使用・不注意等」が 65 件（74％）で最も多く、作業中にバランスを崩した、設置場所（地面）が適切でなかったことが主な事故原因であった。

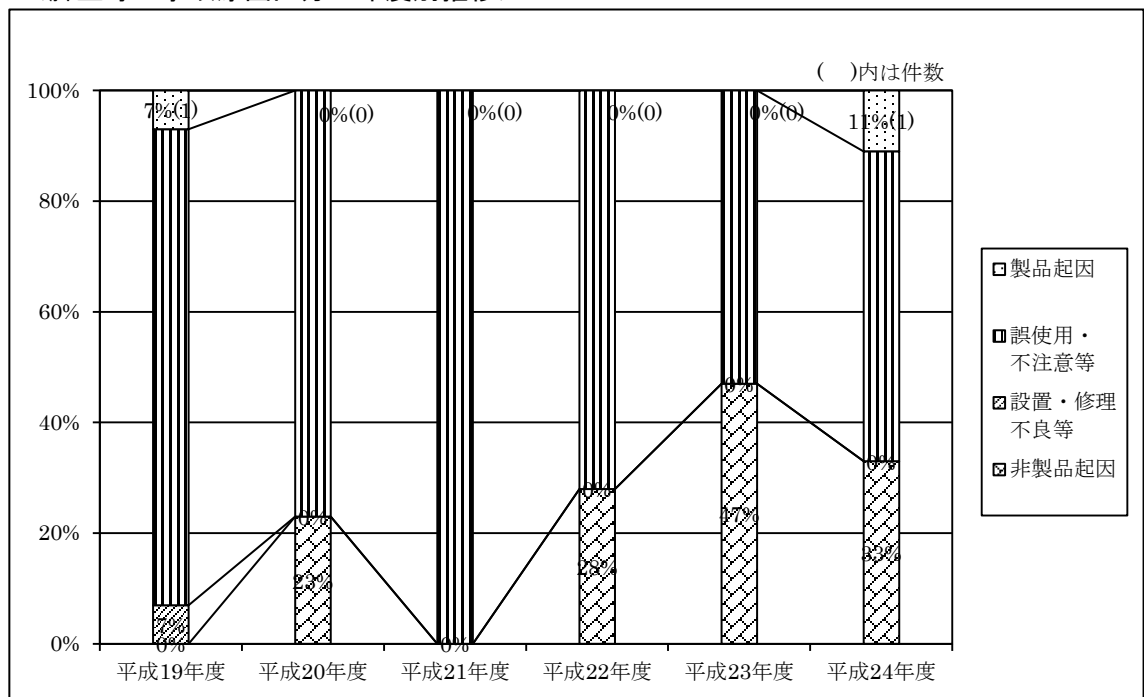
<脚立等の事故原因区分別の件数と主な事故原因>

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	2 (2%)	・ 使用時の注意表示が不足していたことが影響 ・ 天板勘合部の構造上の問題が影響
【誤使用・不注意等】	65 (74%)	・ 作業中にバランスを崩したことが影響 ・ 設置場所（地面）が適切でなかったことが影響 ・ 最大耐荷重を超えたことが影響

【設置・修理不良等】	1 (1%)	・ロフトに規定外のサイズのはしごを設置したことが影響
【非製品起因】	20 (23%)	・切断した枝が支柱を変形させたもの ・製品に異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、各年度とも「製品起因」は、ほとんどなく（０～１件）、
「製品起因以外」の原因が大半を占めた。製品起因以外の原因による事故については、注意喚起
のプレスリリースを行った。

＜脚立等の事故原因区分の年度別推移＞



（参考）脚立等事故の再発防止の取組

平成 24 年 3 月 NITE プレス「はしごや脚立等による事故の防止」

平成 25 年 1 月 NITE プレス「はしご・脚立及び除雪機の事故の防止」

③ 靴

累計受付件数 65 件のうち、事故原因が判明した 50 件について整理・分析を行った。

＜靴の受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合 計
4	8	8	14	13	18	65

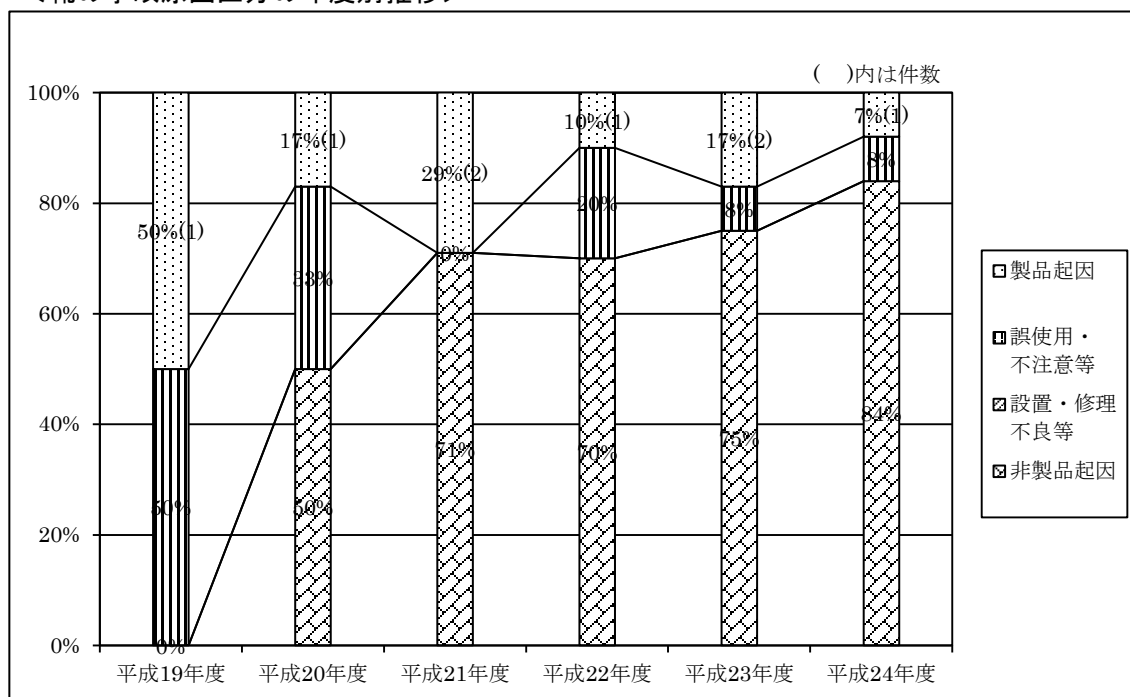
50 件中、「製品起因」が 8 件（16％）で、ヒールの耐衝撃性が不十分であったこと、靴
そこが滑りやすかったことが主な事故原因であった。他方、「非製品起因」が 35 件（70％）
で最も多かった。

＜靴の事故原因区分別件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	8 (16%)	・ ヒールの耐衝撃性が不十分であったことが影響 ・ 靴そこが滑りやすかったことが影響 ・ ソールの接着不良に経年劣化が影響
【誤使用・不注意等】	7 (14%)	・ トレーニング効果のある製品でバランスを崩したことが影響 ・ 雨で濡れた路面で滑ったことが影響 ・ ソールが摩耗していたことが影響
【設置・修理不良等】	0	
【非製品起因】	35 (70%)	・ 製品に異常が認められないもの

年度別の事故原因区分の内訳をみると、「製品起因」が各年度 1、2 件で、「製品起因以外」の原因が大半を占めている。近年、靴による事故が増加傾向にあることから、事故原因等について注視する必要がある。

＜靴の事故原因区分の年度別推移＞



④ いす

累計受付件数 84 件のうち、事故原因が判明した 63 件から、リコール同一原因の事故件数 2 件を除く、61 件について整理・分析を行った。

＜いすの受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合 計
8	14	16	16	13	17	84

<いすのリコール同一原因の事故件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合 計
0	0	0	1	0	1	2

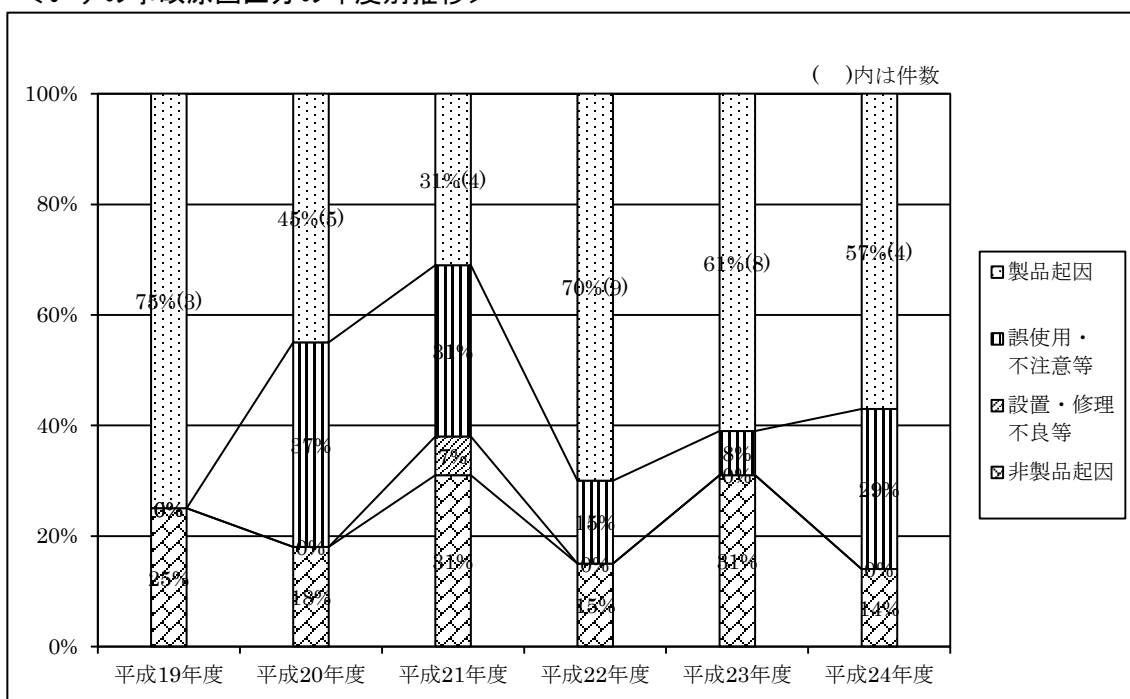
61件中、「製品起因」が33件（54％）で最も多く、樹脂の成形不良や、接着剤の経年劣化、フレームパイプの溶接不良等が主な事故原因であった。次に「非製品起因」が14件（23％）と多かった。

<事故原因区分別件数と主な事故原因>

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	33 (54%)	・樹脂の成形不良が影響 ・接着剤の経年劣化が影響 ・フレームパイプの溶接不良が影響 ・再生材の強度不足が影響
【誤使用・不注意等】	13 (21%)	・不安定な姿勢で使用したことが影響 ・踏み台として使用したことが影響
【設置・修理不良等】	1 (2%)	・使用の繰り返しでパイプに亀裂が入っていたところに設置者が過大な加重をかけたことが影響
【非製品起因】	14 (23%)	・製品に異常が認められないもの ・折りたたみ機構部等に指を入れてしまったもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、「製品起因」の数値が各年度でばらついており、平成24年度は57％（4件）であった。製品起因の事故は、事故原因に傾向性はなく、単品の製造不良が多いため、製造事業者等の品質管理の向上が望まれる。

<いすの事故原因区分の年度別推移>



⑤ 電動車いす

累計受付件数 75 件のうち、事故原因が判明した 57 件について整理・分析を行った。

<電動車いすの受付件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合 計
10	16	18	10	7	14	75

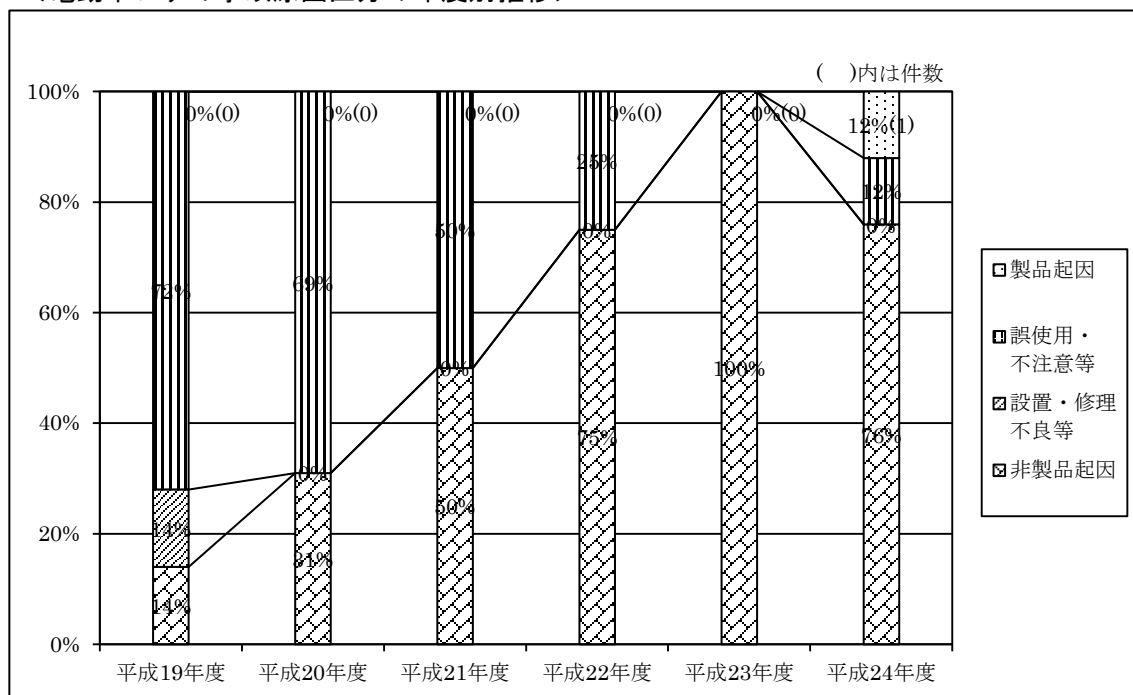
57 件中、「製品起因」が 1 件（2％）で、袋ナットの突出した構造が事故原因であった。
非製品起因が 30 件（52％）で最も多く、誤使用・不注意等も 25 件（44％）あった。

<電動車いすの事故原因区分別件数と主な事故原因>

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	1 (2%)	・ 袋ナットが突出した構造であったことが影響
【誤使用・不注意等】	25 (44%)	・ 運転操作を誤ったことが影響 ・ 転落防止バーを使用しなかったことが影響
【設置・修理不良等】	1 (2%)	・ レンタル業者のメンテナンス不良が影響
【非製品起因】	30 (52%)	・ 製品に異常が認められないもの ・ 出火の痕跡が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、平成 24 年度の 12％（1 件）以外は、「製品起因」はゼロであり、「製品起因以外」の原因がほとんどであった。製品起因以外の原因による事故については、安全性を確保するために J I S が制定されている。

<電動車いすの事故原因区分の年度別推移>



（参考）電動車いす事故の再発防止の取組

平成 21 年 12 月 「J I S T 9 2 0 8 ハンドル形電動車いす」を制定

⑥ 湯たんぽ

累計受付件数 49 件のうち、事故原因が判明した 39 件から、リコール同一原因の事故件数 4 件を除く、35 件について整理・分析を行った。

＜湯たんぽの受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合 計
2	13	7	7	6	14	49

＜湯たんぽのリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合 計
2	2	0	0	0	0	4

35 件中、「製品起因」が 6 件（17％）で、主な事故原因は、本体表示の不備、溶着部の接着不良や本体の成形不良が影響したものであった。他方、「非製品起因」が 23 件（66％）で最も多く、長時間接触していたこと、布団の中で使用したことが主な事故原因であった。

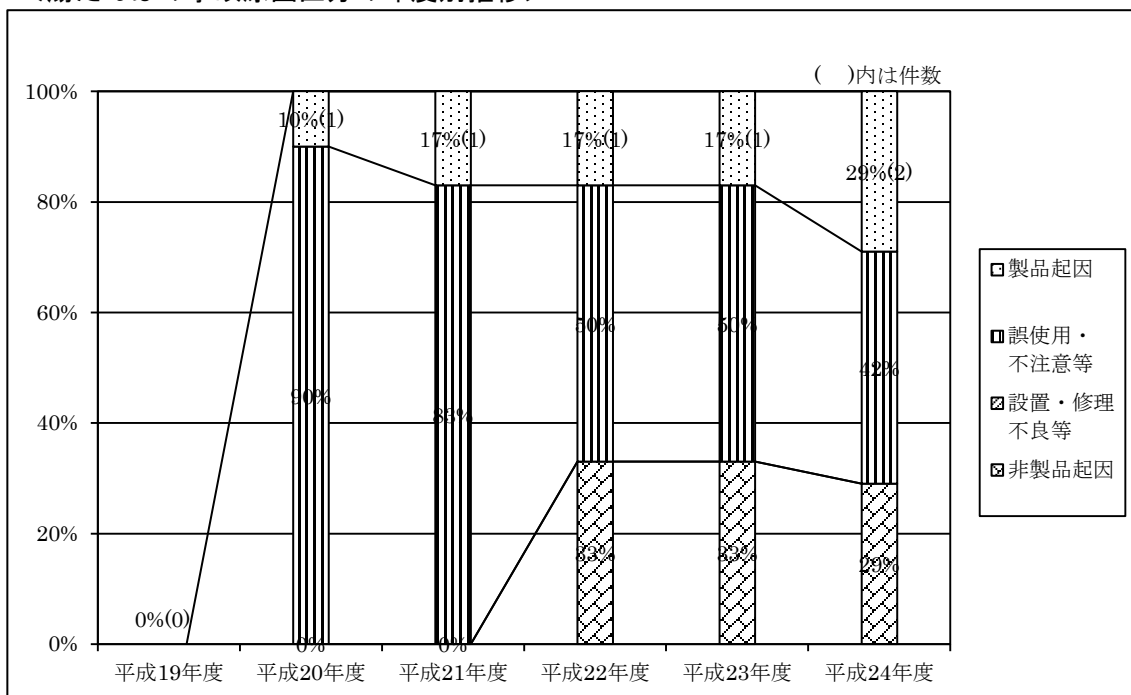
＜湯たんぽの事故原因区分別の件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	6 (17%)	・ 本体表示の不備が影響したもの ・ 溶着部の接着不良が影響したもの ・ 本体の成形不良が影響したもの
【誤使用・不注意等】	23 (66%)	・ 長時間接触していたことが影響したもの ・ 布団の中で使用したことが影響したもの
【設置・修理不良等】	0	
【非製品起因】	6 (17%)	・ 製品に異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、「製品起因」が 10％～17％（1 件）の間で推移していたが、平成 24 年度は 29％（2 件）に増加した。

製品起因以外の原因による事故については、注意喚起のためのプレスリリースを行った。

<湯たんぽの事故原因区分の年度別推移>



(参考) 湯たんぽ事故の再発防止の取組

平成 24 年 2 月 NITE プレス「電気こたつ、ゆたんぽ等の冬場の事故防止について」

平成 24 年 11 月 NITE プレス「電気こたつ、電気カーペット及びゆたんぽの冬の事故の防止について」

3. リコール未対策品の重大製品事故の発生状況

(1) 事業者の自主リコールの状況

平成24年度に、事業者が製品交換・無償修理等を行う自主リコールを開始した件数は91件であった。平成19年度以降、自主リコールの累計は805件となった。

＜各年度のリコール開始件数＞

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
重大事故契機	52	45	22	18	21	17
非重大事故契機	127	120	108	109	92	74
計	179	165	130	127	113	91

平成24年度に、重大製品事故の発生を受けて自主リコールを実施した件数は17件（電気製品11件、その他の製品6件）であった。平成19年度以降、重大製品事故契機の自主リコールの累計は175件となった。

重大製品事故契機の自主リコールを開始する場合は、経済産業省においてもリコール情報を公表して注意喚起を実施している。

電気製品（11件製品）

- ・電気冷蔵庫（シャープ株式会社）
- ・ノートパソコン（オンキヨーデジタルソリューションズ株式会社）
- ・電気ストーブ（オイルヒーター）（株式会社コンポジット）
- ・除湿機（パナソニックエコシステムズ株式会社）
- ・食器洗い乾燥機（リンナイ株式会社）
- ・食器洗い乾燥機（ハーマン株式会社）
- ・液晶プロジェクター（パナソニック株式会社）
- ・電気掃除機（東芝ホームアプライアンス株式会社）
- ・食器洗い乾燥機（三洋電機株式会社及びパナソニック株式会社）
- ・IH調理器（日立アプライアンス株式会社）
- ・換気扇（ガ德里ウス・インダストリー株式会社）

その他の製品（6製品）

- ・炭酸美顔器（株式会社高陽社）
- ・自転車用幼児座席（株式会社マルイ）
- ・折り畳み椅子（プラス株式会社）
- ・自転車（株式会社あさひ）
- ・折りたたみ自転車（株式会社ケイ・エイチ・エス・ジャパン）
- ・自転車（株式会社川島洋行）

(2) リコール未対策品による重大製品事故の発生状況

リコール開始後、事業者が製品の回収等を行っているにも係わらず、未回収・未修理等のリコール未対策品による重大製品事故が年間100件以上発生しており、重大製品事故全体の1割を占めている。リコール未対策品に重大製品事故が発生した場合は、消費者庁が当該重大製品事故を公表する際に、リコールに関する特記事項を掲載して注意喚起を実施している。

＜リコール未対策品による重大製品事故の発生状況＞

製品名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
石油給湯機	42	29	24	29	11	14
石油ふろがま	2	9	8	1	7	5
石油ストーブ	0	1	4	11	9	5
電気こんろ	45	30	10	8	13	10
電子レンジ	8	16	14	17	8	10
電気ストーブ	5	8	9	11	10	8
エアコン	3	5	8	9	5	7
ガスふろがま	8	5	2	4	1	7
電気洗濯乾燥機	1	4	4	1	2	3
電気洗濯機	2	1	1	1	7	7
自転車用幼児座席	0	0	0	8	5	1
その他	31	37	29	41	47	67
計	147	145	113	141	125	144

(注) 上記件数は、リコールを開始する契機となった事故、リコール製品の対象型式ではあるが、調査を待たなければリコールと同一原因であるか判明しないものも含まれている。

リコール未対策品の事故が、リコール開始の原因と同一の事故（リコール同一原因の事故）か否かの特定は、事業者の報告後の調査によって判明する。

平成19年度以降、リコール未対策品による重大製品事故は、合計815件報告されているが、調査の結果、約8割にあたる672件がリコール同一原因の事故と判明し、残り2割はリコール同一原因ではなかった。

平成24年度におけるリコール未対策品によるリコール同一原因の重大製品事故は、97件であった。

＜リコール未対策品によるリコール同一原因の重大製品事故発生状況＞

製品名	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
石油給湯機	41	29	22	26	10	13
石油ふろがま	2	8	8	1	7	5
石油ストーブ	0	0	2	3	2	0
電気こんろ	29	28	10	8	12	9
電子レンジ	8	13	13	17	7	7
電気ストーブ	4	9	9	9	10	6
エアコン	1	3	8	9	3	5
ガスふろがま	8	5	2	4	1	7
電気洗濯乾燥機	1	3	2	1	0	1
電気洗濯機	3	1	2	3	6	5
自転車用幼児座席	0	0	0	4	6	0
その他	25	35	27	35	30	39
計	122	134	105	120	94	97

(3) リコールフォローアップの実施状況

リコール未対策品による重大製品事故が発生した場合、経済産業省は事業者からリコール対策の取組状況を聴取し、効果的なリコール対策の検討等を指導するリコールフォローアップを実施している。平成 24 年度までに累計 283 品目についてフォローアップを実施した。また、消費者庁では、リコール未対策品の重大製品事故をとりまとめて毎月公表している。

(4) 事業者のリコール追加対策の取組状況

平成 24 年度にリコール未対策品によるリコール同一原因の重大製品事故が複数（2 件以上）発生している 18 製品（72 件）において、製造事業者等が実施したリコール追加対策の取組状況は、以下のとおり。

製品名、平成 24 年度に発生した重大製品事故の件数

- 会社名
- リコール開始日
- 事故原因

【平成 24 年度に実施した取組】

① 石油給湯機 9件

- 株式会社ノーリツ
- 平成14年10月24日
- 製品内部のOリングが長年の使用により劣化し灯油が製品内部に漏れて引火し出火

【平成24年度に実施した取組】

- ・顧客リストによる架電・DM
- ・ポスター、チラシ配布
- ・石油商業組合、ガソリンスタンド、水道設備業者等への広報活動
- ・チラシポスティングの地域拡大（従前の取り組みからの継続）
- ・自治会、町内会への補足活動（回覧板への掲載依頼）の地域拡大

② 電気こんろ 9件（協議会を設立して対応）

- パナソニック株式会社、日立アプライアンス株式会社、三菱電機株式会社
- 平成19年7月4日開始
- スイッチつまみに身体が当たるなどにより意図せず電源が入り、電気こんろの上に可燃物が置いてある場合に発火

【平成24年度に実施した取組】

- ・主要都市消防各局、全国消防庁会への協力要請
- ・宅建協会へのチラシ配布、協力要請
- ・主要都市での市中巡回
- ・大学生協への協力要請
- ・高層住宅管理業協会へのチラシ配布、協力要請

③ ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む） 7件

- 株式会社世田谷製作所
- 平成19年4月19日開始
- 製品内の部品の設計の不具合により、ガバナ部のダイヤフラムに亀裂が生じてガスが漏れ、バーナーの火が引火して出火

【平成24年度に実施した取組】

- ・ホームページ掲載を改訂し、より訴求力を高めたページにした更なる周知
- ・ガス事業者より改めて顧客リストの提供を受けて設置場所のさらなる特定

④ 石油ふろがま 5件

- 株式会社長府製作所
- 平成19年7月27日開始
- 点検用コネクター（空焚き防止装置を働かせないようにするもの）を修理・点検後に戻し忘

れたため、空焚きとなった際に空焚き防止装置が作動せず出火

【平成24年度に実施した取組】

- ・販売店向けへの周知
- ・新聞折り込みチラシ配布
- ・買換えキャンペーンによる補足
- ・テレビCM放映による周知

⑤ 電気洗濯機 5件

- ハイアールジャパンセールス株式会社
- 平成22年11月12日開始
- モーター用コンデンサの製造工程において、異物が混入していたため、使用中に徐々に絶縁劣化を起し出火

【平成24年度に実施した取組】

- ・店頭告知による周知
- ・新聞再社告
- ・ホームページ掲載を改訂し、より訴求力を高めたページにした更なる周知
- ・アフターサービス履歴を再精査して電話連絡による確認
- ・WEBディスプレイ広告を利用した周知

⑥ 石油給湯機 4件

- TOTO株式会社
- 平成14年10月24日開始
- 製品内部のOリングが長年の使用により劣化し灯油が製品内部に漏れて引火し出火

【平成24年度に実施した取組】

- ・顧客リストによる架電・DM
- ・ポスター、チラシ配布
- ・石油商業組合、ガソリンスタンド、水道設備業者等への広報活動
- ・チラシポスティングの地域拡大
- ・自治会、町内会への補足活動(回覧板への掲載依頼)の地域拡大

⑦ 携帯型音楽プレーヤー 4件

- Apple Japan 合同会社
- 平成20年8月20日開始
- バッテリーセル内部に製造上の不具合があったために、充放電を繰り返すうちにセル内部の絶縁部が劣化し、バッテリーが内部短絡を起し過熱

【平成24年度に実施した取組】

- ・登録ユーザーへの電子メール配信による再周知

⑧ 電気冷蔵庫 4件

- LG ELECTRONICS JAPAN株式会社
 - 平成20年12月16日開始
 - コンデンサの製造不良により、内部の酸化が進行し、規定以上の電気抵抗が生じて出火
- 【平成24年度に実施した取組】
- ・新たな販売店からユーザー情報を入手しDM（6,000通）を発送

⑨ 電気冷蔵庫 4件

- シャープ株式会社
 - 平成24年4月16日開始
 - 始動リレー（起動用電気部品）内のPTC素子（電流を制御する部品）の品質にばらつきにより発熱故障し、始動リレー内部で発煙・焼損。
- 【平成24年度に実施した取組】
- ・顧客登録者（メール会員）へのメール配信
 - ・修理エンジニア訪問時にチラシ配布
 - ・消費者相談センターへチラシ配布

⑩ エアコン 3件

- 東芝キャリア株式会社
 - 平成16年8月20日開始
 - ファンモーターのリード線接続部分に、エアコン洗浄液等の電気を通しやすい物質が付着・侵入し他ことに加え、製品内部で発生した結露がリード線接続部分に回りこんだことにより、トラッキング現象が生じ出火
- 【平成24年度に実施した取組】
- ・エアコン修理事業者への注意喚起
 - ・地方自治体広報誌、回覧板、タウン誌・情報誌での周知
 - ・電車広告（関西主要地下鉄5路線）による周知
 - ・ケーブルテレビ放映による周知

⑪ 電子レンジ 3件

- 株式会社千石
 - 平成15年9月2日開始
 - ドアの開閉を検知するスイッチの製造不良により、接点部でスパークが発生し、出火
- 【平成24年度に実施した取組】
- ・家電メーカーサービスマンによるチラシ配布
 - ・テレビCM放映による周知

⑫ 電子レンジ 3件

- パナソニック株式会社
- 平成 19 年 5 月 30 日開始
- 内部部品（ダイオードブリッジ）に製造上のばらつきがあり、部品内部のはんだ部の劣化が進み、はんだクラックが生じたため出火。

【平成 24 年度に実施した取組】

- ・店頭告知による周知
- ・サービスマンによるチラシ配布
- ・新聞折り込みチラシ配布

⑬ 直流電源装置 2件

- 株式会社泉精器製作所
- 平成 12 年 6 月 6 日開始
- 製品内部の発振トランスの巻線で絶縁不良をおこし、短絡して過電流が流れることにより過熱し出火

【平成 24 年度に実施した取組】

- ・販売店・消防局・消費生活センター等でのポスター掲載
- ・店頭告知による周知
- ・シェーバー本体用替刃への注意チラシ同梱

⑭ 電気ストーブ 2件

- 燦坤日本電器株式会社
- 平成 23 年 2 月 10 日開始
- 強弱切り替えスイッチに使用されているダイオードが不良品であったことにより、ダイオードが異常発熱し出火

【平成 24 年度に実施した取組】

- ・販売店への告知
- ・新聞再社告

⑮ 電気ストーブ 2件

- 大宇電子ジャパン株式会社
- 平成 15 年 2 月 28 日開始
- 強弱切り替えスイッチに使用されているダイオードが不良品であったことにより、ダイオードが異常発熱し出火

【平成 24 年度に実施した取組】

- ・店頭告知による周知
- ・新聞折り込みチラシ配布

⑩ ウォーターサーバー 2件

- 株式会社ナック
- 平成 22 年 10 月 1 日開始
- 温度調整用サーモスタットが繰り返しの使用に伴い、接点の開閉によるスパークで、サーモスタットの樹脂ケースが炭化し、樹脂ケースが炭化したことで、サーモスタット端子間が絶縁不良となり出火

【平成 24 年度に実施した取組】

- ・ 年 1 回のメンテナンスを設けて点検・部品交換を実施
- ・ 日本宅配水協会及び日本ウォーターアンドサーバー協会が共同して注意喚起のためのリーフレットを作成し、販売店を通じた戸別配布による周知

⑪ エアコン（室外機） 2件

- ダイキン工業株式会社
- 平成 16 年 10 月 19 日開始
- プリント基板のダイオードブリッジのはんだ接続部で、はんだ量が少なく、プリント基板と電装品箱の熱伸縮の差によりはんだ接続部に繰返し応力がかかり、はんだクラックが発生し出火

【平成 24 年度に実施した取組】

- ・ ハウスメーカー顧客リストに基づく架電（継続対策）
- ・ マンション管理会社を通じた周知（継続対策）
- ・ 業界紙への掲載（継続対策）
- ・ 地域別WEBチラシへの掲載（新規対策）

⑫ 腕時計 2件

- 株式会社マルマンプロダクツ
- 平成 24 年 3 月 6 日開始
- 内部部品取り付け不良により、部品間が通電していたため、当該製品のリュウズ（時計の側面に付けられた突起）と裏蓋に長時間肌が同時に触れていたことで、肌に持続的に電流が流れ火傷。

【平成 24 年度に実施した取組】

- ・ 時計用電池販売店への周知
- ・ 店頭告知による周知

(5) リコール未対策品による重大製品事故の再発防止

平成25年2月に、リコール中のTDK製加湿器による火災で死亡事故が発生したこと、また、リコール中の製品で火災等の重大事故が再発している状況等を踏まえ、経済産業省は、重大事故報告制度が創設された平成19年度以降に、リコール同一原因による重大製品事故が再発した127製品のうち、高齢者・子供用製品や重大製品事故が多発している製品等、28製品について、各社の取組状況の点検を実施した。

この結果を踏まえ、同年4月26日、経済産業省は消費者庁と連携して、リコール実施中に重大製品事故が再発した全ての製造・輸入事業者（91社）に対し、効果的リコールの追加対策の検討を要請した。同時に、販売事業者（3団体）に対しても、製造・輸入事業者からの要請に応じ、リコール情報を消費者に提供するよう協力を要請した。

＜リコール製品による重大製品事故の再発防止に係る取組の要請について＞

以下の取組を参考に、リコール対象製品に係る、販売ルート、主な使用者層、使用地域等を再確認し、製品特性に応じた効果的な追加対策を検討する。

リコール対策に係る主な取組について

1. 基本的な取組

- (1) 新聞社告
- (2) チラシ配布
- (3) ホームページへの掲載
- (4) （連絡先の把握できている顧客への）ダイレクトメール送付 等

2. 製品特性等を踏まえた取組

(1) 販売ルート等に特徴のある製品

- ① 販売事業者の協力を得た周知
- ② 消耗品や交換部品等を活用した周知

【具体例】家電製品

- ・ 家電流通が所有している顧客情報の利用(ポイントカード等の顧客情報に基づきダイレクトメールの送付)
- ・ 店頭広報(店頭ポップ、店頭チラシ配布)

【具体例】関連業者・業界がある製品(給湯器、ふろがま、石油ストーブ等)

- ・ ガス事業者、水道設備業者、リフォーム業者を通じた周知
- ・ ガソリンスタンドへの広報活動

【具体例】消耗品等がある製品(家電製品、時計)

- ・ 交換用の電池、部品等の取扱店への周知
- ・ 製品の修理業者への周知

(2) 主な使用者層が想定できる製品

- ① 主な使用者層が集まる場所での周知
- ② 主な使用者層が目にする媒体を活用した周知

【具体例】乳幼児用製品（玩具、幼児用座席など）

- ・ 保護者が多く集まる場所での周知（保育園、幼稚園へのポスター、チラシ配布等）
- ・ 子育て中の世代向けの雑誌やウェブサイト等を用いた周知

【具体例】高齢者用製品（介護・福祉用製品など）

- ・ 利用者が多く集まるところで周知（介護施設、病院等）
- ・ レンタル業者への周知
- ・ 介護者への周知（ケアマネージャー関係団体等へチラシ配布）

【具体例】若年層・学生向け製品

- ・ 大学生協を通じた注意喚起

(3) 使用地域・場所に偏りのある製品

- ① 主な使用場所の管理者等を通じた周知
- ② 地域を絞ったきめ細かい周知

【具体例】ワンルーム賃貸等に設置されている製品（電気こんろなど）

- ・ 施設管理者への情報提供依頼（賃貸管理者からの情報に基づき所有者へのダイレクトメール送付、電話連絡）

【具体例】地域性のある製品（販売実績、回収分析等から判断）

- ・ 地域のケーブルテレビ、地方紙での広報
- ・ 電車広告
- ・ 自治体や消防を通じた注意喚起
- ・ 自治会、町内会（回覧板への掲載依頼）

(4) 使用時期が限定される製品

- ① 使用開始時期に合わせた告知等

【具体例】季節製品（エアコン、加湿・除湿器等）

- ・ 冷房の使用が本格化する夏前に集中的に周知
- ・ 除湿器の使用が本格化する梅雨前に集中的に周知

(5) その他

- ① 後継機種や類似機種の広告にリコール情報を掲載

【具体例】後継機種のある製品

- ・ 後継機種の販売促進チラシにリコール情報を掲載

4. 経年劣化対策（長期使用製品安全点検・表示制度）

平成19年5月から平成25年3月までに報告があった重大製品事故のうち、事故原因が経年劣化に起因する事故^{注)}に関して、長期使用製品安全点検制度及び長期使用製品安全表示制度の対象品目について整理するとともに、対象品目以外の製品で経年劣化に起因する事故が発生している製品について整理を行った。

^{注)}：経年劣化に起因する事故：設計・製造上の瑕疵がないにもかかわらず、製品の長期使用に伴い製品の部品・材料が本来果たすべき機能を発揮できなくなった結果生じた事故。なお、抽出にあたっては、重大製品事故及びNITE事故情報データベースの事故を品目ごとに集計してバスタブカーブ（事故率曲線）を求め、摩耗故障期に起こった重大製品事故について事故内容の精査を行う。

（1）点検制度の対象品目

① 屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）

平成24年度の事故報告はないが、調査の結果、新たに平成21年に1件、平成23年に1件が経年劣化に起因する事故と判明し、経年劣化事故の合計は9件となった。製造から事故発生までの経過期間（以下「経過期間」という）10年以上20年未満に7件の事故が発生している。

② 屋内式ガスふろがま（都市ガス用、LPガス用）

平成24年度は、経過期間24年の製品で1件事故が報告され、事故原因は、熱交換器に亀裂が生じ水漏れとなって異常燃焼し火災に至った。経年劣化事故の合計は4件となった。経過期間15年以上35年未満で事故が散見している。

③ 石油給湯機

平成24年度の事故報告はないが、調査の結果、新たに平成22年に2件、平成23年に4件が経年劣化に起因する事故と判明し、経年劣化事故は合計26件となった。経過期間10年以上30年未満で24件の事故が発生している。

④ 石油ふろがま

平成24年度の事故報告はないが、調査の結果、新たに平成23年に1件が経年劣化に起因する事故と判明し、経年劣化事故の合計は7件となった。経過期間15年以上40年未満で事故が散見され、25年以上35年未満で4件の事故が発生している。

⑤ 密閉燃焼(FF)式石油温風暖房機

経年劣化事故は報告されていない。

⑥ ビルトイン式電気食器洗機

平成24年度の事故報告はないが、調査の結果、新たに平成22年に1件、平成23年に4件が経年劣化に起因する事故と判明し、経年劣化事故の合計は6件となった。経過期間10年以上20年未満で6件の事故が発生している。

⑦ 浴室用電気乾燥機

経年劣化事故は報告されていない。

(2) 表示制度の対象品目

① 扇風機

平成24年度は、経過期間42年の製品で事故が1件報告されており、事故原因は、モーター始動用コンデンサーの絶縁劣化によってレイヤーショートが生じ、火災に至った。また、調査の結果、新たに平成21年に1件、平成23年に2件が経年劣化に起因する事故と判明し、経年劣化事故の合計は75件となった。経過期間30年以上に事故が68件発生している。

② エアコン

平成24年度は、経過期間19年の製品で事故が1件報告されており、事故原因は、圧縮機のコンデンサー端子が腐食して異常発熱し火災に至った。また、調査の結果、新たに平成22年に1件、平成23年に1件が経年劣化に起因する事故と判明し、経年劣化事故の合計は23件となった。経過期間15年以上20年未満で9件、20年以上40年未満で11件の事故が発生している。

③ 換気扇

平成24年度は、経過期間11年、31年、35年の製品で3件の事故が報告されており、事故原因は、モーター始動用コンデンサーの絶縁劣化によるレイヤーショート、モーター軸受け部の潤滑油の枯渇による異常発熱、モーター内部の回転抵抗増加による異常発熱で火災に至った。経年劣化事故の合計は22件となった。経過期間30年以上40年未満で17件の事故が発生している。

④ 電気洗濯機（乾燥装置を有するものを除く）

平成24年度の事故報告はないが、調査の結果、新たに平成23年に1件が経年劣化に起因する事故と判明し、経年劣化事故の合計は4件となった。経過期間20年以上35年未満に事故が発生している。

⑤ テレビ（ブラウン管型）

平成24年度の事故報告はなく、経年劣化事故の合計は20件である。経過期間20年以上25年未満で11件の事故が発生している。

(3) 対象製品以外で注目する製品

① 屋外式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、ＬＰガス用）

平成２４年度の事故報告はなく、経年劣化事故の合計は２０件である。経過期間１５年以上２５年未満で１６件の事故が発生している。

② 屋外式ガスふろがま（都市ガス用、ＬＰガス用）

平成２４年度は、経過期間２６年、３６年の製品で２件の事故が報告されており、事故原因は、本体ケース、バーナーの腐食による異常燃焼、バーナーケースの腐食による炎あふれで火災に至った。また、調査の結果、新たに平成２３年に１件が経年劣化に起因する事故と判明し、経年劣化事故の合計は１０件となった。経過期間１０年以上で事故が発生している。

③ 電気冷蔵庫

平成２４年度は、経過期間３４年の製品で２件、３５年の製品で１件が報告されており、事故原因は、始動リレー端子の接触不良、オーバードリレーの過動作による異常発熱で火災に至った。経年劣化事故の合計は２０件となった。経過期間３０年以上３５年未満で１２件の事故が発生している。

④ 電子レンジ

平成２４年度に事故の報告はないが、調査の結果、新たに平成２１年に１件、平成２２年に３件が経年劣化に起因する事故と判明し、経年劣化事故の合計は１７件となった。経過期間１５年以上２０年未満で１３件の事故が発生している。

⑤ 照明器具（蛍光灯器具）

平成２４年度は、経過期間１０年の製品で１件、１９年の製品で１件、２３年の製品で１件の事故が報告されており、事故原因は、電解コンデンサーの絶縁劣化による内圧上昇・封止ゴムの劣化による電解液の噴出、基板部のはんだクラックによるトランジスターの動作不安定で火災に至った。また、調査の結果、新たに平成２３年に７件が経年劣化に起因する事故と判明し、経年劣化事故の合計は２３件となった。経過期間４０年までの製品で事故が拡散している。

⑥ インターホン

平成２４年度の事故報告はないが、調査の結果、新たに平成２２年に２件、平成２３年に１件が経年劣化に起因する事故と判明し、経年劣化事故の合計は９件となった。経過期間１０年以上２５年未満で事故が発生している。

⑦ 温水洗浄便座

平成２４年度は、経過期間２２年の製品で１件が報告されており、事故原因は便座の電源コードの劣化により断線し火災に至った。経年劣化事故の合計は１０件となった。経過期間１５年以上２５年未満の製品で事故が発生している。

(4) 対象品目の見直し状況

現在、点検制度・表示制度の対象とされていない製品について、経年劣化に起因する重大製品事故の発生率（年平均）を計算したところ、すべての製品が1ppm未満であったため、新たに対象品目として追加する製品はなかった。また、事故件数及び事故内容から、経年劣化の表示が必要と認められる製品はなかった。

今後も、経年劣化事故の分析等を踏まえつつ、必要に応じて、対象品目の追加等を検討する。

<年度別経年劣化が原因とみられる事故の発生>

	製品名	経年劣化事故発生年						計
		H19	H20	H21	H22	H23	H24	
点検制度	屋内式ガス瞬間湯沸器（TG用・LPG	2	0	3	1	3	0	9
	屋内式ガスふろがま（TG用・LPG	1	1	1	0	0	1	4
	石油給湯機	2	11	5	3	5	0	26
	石油ふろがま	3	3	0	0	1	0	7
	密閉燃焼(FF)式石油温風暖房機	0	0	0	0	0	0	0
	ビルトイン式電気食器洗機	0	0	1	1	4	0	6
	浴室用電気乾燥機	0	0	0	0	0	0	0
表示制度	扇風機	26	17	10	10	11	1	75
	エアコン（電気冷房機を含む。）	4	5	4	7	2	1	23
	換気扇	3	8	3	3	2	3	22
	電気洗濯機（乾燥装置を有するもの除	0	1	0	1	2	0	4
	ブラウン管テレビ	4	5	7	2	2	0	20
その他の品目	屋外式ガス瞬間湯沸器（TG用・LPG	1	4	5	7	3	0	20
	屋外式ガスふろがま（TG用・LPG	0	1	4	2	1	2	10
	電気冷蔵庫	2	7	4	3	1	3	20
	電子レンジ	2	2	6	6	1	0	17
	照明器具（蛍光灯器具）	6	4	2	1	7	3	23
	インターホン	0	2	1	4	2	0	9
	温水洗浄便座	1	3	2	0	3	1	10

＜経過期間別の経年劣化が原因とみられる事故の発生状況＞

	製品名	経過期間							計
		10 年未 満	10 年以 上 15 年未 満	15 年以 上 20 年未 満	20 年以 上 25 年未 満	25 年以 上 30 年未 満	30 年以 上 35 年未 満	35 年以 上 40 年未 満	
点検 制度	屋内式ガス瞬間湯沸器(TG用・LPG)		3	4	2				9
	屋内式ガスふろがま(TG用・LPG)			1	1	1	1		4
	石油給湯機		6	6	4	8	2		26
	石油ふろがま			1	1	2	2	1	7
	密閉燃焼(FF)式石油温風暖房機								0
	ビルトイン式電気食器洗機		3	3					6
	浴室用電気乾燥機								0
表示 制度	扇風機			1	5	1	10	39	75
	エアコン(電気冷房機を含む)		3	9	2	2	5	2	23
	換気扇		1		2	2	7	10	22
	電気洗濯機(乾燥装置を有するものを)				1	2	1		4
	ブラウン管テレビ		3	5	11	1			20
その他 の品目	屋外式ガス瞬間湯沸器(TG用・LPG)		2	7	9	2			20
	屋外式ガスふろがま(TG用・LPG)		4	2	2	1		1	10
	電気冷蔵庫			4		2	12	2	20
	電子レンジ		1	13	2		1		17
	蛍光灯器具	2	6	3	4	5	2	1	23
	インターホン		2	2	4			1	9
	温水洗浄便座			3	4	2	1		10

(5) 点検制度の施行状況について

① 所有者情報の登録状況

所有者情報の登録件数は、平成25年3月末で約355万件となり、前年同期に比し約100万件増加し、製造・輸入された特定保守製品の累計台数に対する登録率は約35%、前年同期に比し約1%増加した。

機器別の所有者情報の登録状況は以下のとおり。

<ガス機器>

製造・輸入台数全体の約32%を占めるガス機器の所有者情報の登録件数は、約134万件となり前年同期に比し約32万件増加した。

<石油機器>

同じく全体の約23%を占める石油機器の所有者情報の登録件数は、約81万件となり、前年同期に比し約23万件増加した。

<電気製品>

同じく全体の約45%を占める電気製品の所有者情報の登録件数は、約141万件となり、前年同期に比し約45万件増加した。

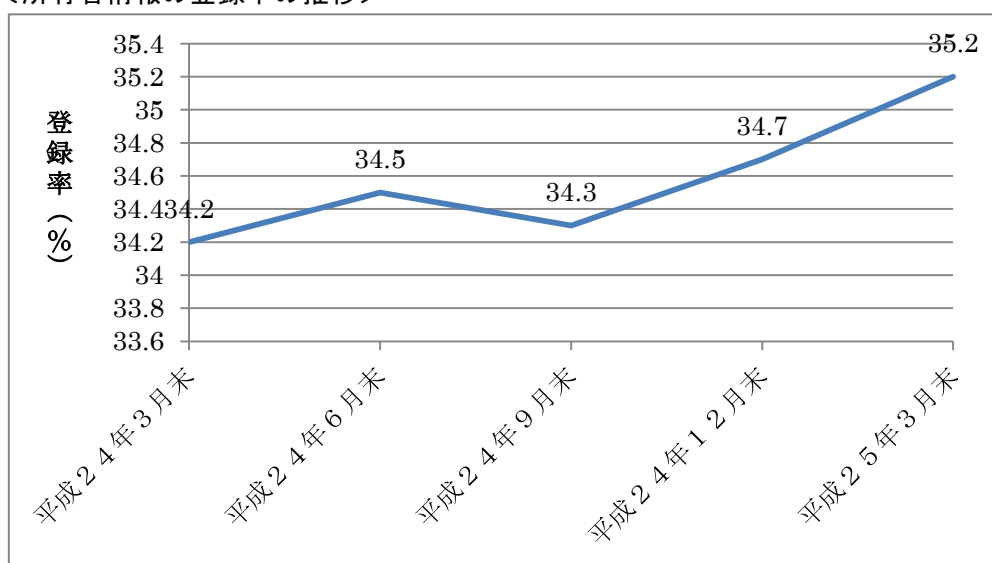
<平成25年3月末現在の所有者情報の登録状況>

		所有者情報 登録累計件数 (千件)	製造・輸入 累計台数 (千台)	登録率 (前年同期)	
合 計		3,554	10,085	35%	(34%)
機 器 別	ガス機器	1,339	3,231	41%	(41%)
	石油機器	811	2,295	35%	(34%)
	電気製品	1,405	4,558	31%	(29%)
品 目 別	屋内式ガス瞬間湯沸器(都)	627	1,321	48%	(47%)
	屋内式ガス瞬間湯沸器(LP)	395	1,243	32%	(33%)
	屋内式ガスふろがま(都)	267	510	52%	(50%)
	屋内式ガスふろがま(LP)	50	157	32%	(31%)
	石油給湯機	566	1,478	38%	(37%)
	石油ふろがま	47	135	35%	(34%)
	密閉燃焼式石油温風暖房機	198	683	29%	(27%)
	ビルトイン式電気食器洗機	659	2,045	32%	(30%)
	浴室用電気乾燥機	746	2,513	30%	(28%)

平成24年6月の「長期使用製品安全点検制度及び表示制度の解説（ガイドライン）」の見直し以降、各関係者において、順次、対策がとられているところであるが、四半期ごとの登録率の推移を見てみると、登録率は上昇傾向にある。特定製造事業者等が所有者票の視認性の向上等の対策をとった時期や製品の製造から販売を経て、購入者が登録を行うまでのタイムラグ（6か月から12か月）を考慮すると、現時点でその効果を測ることは時期尚早と考えられるが、徐々にその効果が表れており、今後、登録率の向上が期待される。

なお、平成24年9月末の登録率が低下しているが、これは、夏季における、密閉燃焼式石油温風暖房機の販売の減少（製造等はされているが、販売されず所有者票の登録がなされない）などによる影響と思われる。

<所有者情報の登録率の推移>



② 制度の一層の定着に向けた取組

a. 経済産業省における取組

○平成24年6月、ガイドラインの見直し（所有者票等への黄色系統の使用、所有者票の簡素化等の所有者票の改善、統一ロゴマークの設定、特定保守製品への点検時期お知らせ機能の搭載の推奨、販売事業者等の所有者情報の提供への協力）。

○平成24年7月、流通関係、不動産・建築関係を含む事業者団体等（約80社・団体）へ文書を発出し、当該ガイドラインの改定内容の周知と協力を要請（併せて、特定製造事業者等に対し、特定保守製品への点検時期お知らせ機能の搭載を推進するよう要請）。

○平成24年9月、長期使用製品安全点検制度（以下、「長期制度」）の解説のためのリーフレット（事業者向け約10万部、消費者向け約15万部）等を作成し、特定保守製品取引事業者（販売事業者等）、関連事業者、消費者等に対し配布。

b. 関係工業会における取組

- 所要の業界ガイドラインの改定。
- 各種媒体・機会（ホームページ、講習会等）を通じた、長期制度に関する周知活動の展開。
- ガス機器点検員資格制度（ガス点検員育成のための業界自主資格制度）における点検員用名刺への長期制度の統一ロゴマークを使用したシールの貼付。

c. 特定製造事業者等における取組

- 各種媒体・機会（ホームページ、修理訪問時、商品説明会等）を通じた、長期制度に関する周知活動の展開。
- 所有者票、製品の取扱説明書、製品カタログ、自社ホームページ等における長期制度の統一ロゴマークの掲載。
- 特定保守製品への点検時期お知らせ機能の搭載。
- 所有者票の改善（所有者票等への黄色系統の使用、所有者票の簡素化等）の実施。

燃料機器（ガス・石油機器）については、平成25年3月までに、主な特定製造事業者等のうち半数程度が黄色系統の所有者票等を使用している。

電気製品については、平成25年3月までに、主な特定製造事業者等はすべて、所有者票を入れる袋などに黄色系統のものを使用しており、すべての機種で実施するよう順次対応している。

これらの結果、主な特定製造事業者等が各月に生産した特定保守製品のうち、所有者票等への黄色系統の使用、又は、所有者票の簡素化措置が講じられているものの割合を推計すると、下表のとおり。

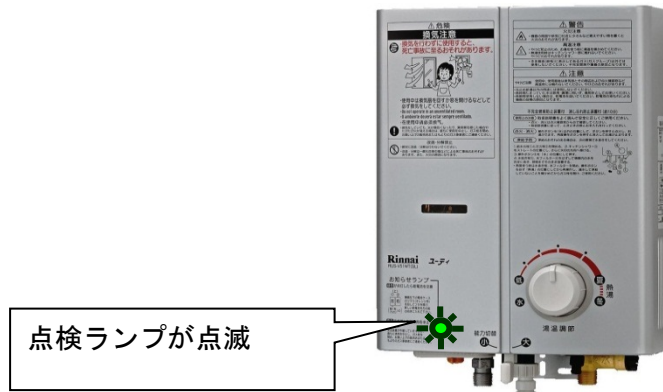
<主な特定製造事業者等における所有者票の改善対策の実施状況>

改善対策	機 器 の 種 類	平成24年6月	平成24年9月	平成24年12月	平成25年3月
所有者票等への 黄色系統の使用	燃焼機器	3割程度	3割程度	7割程度	8割程度
	電気製品	5割程度	8割程度	8割程度	8割程度
所有者票 の簡素化	燃焼機器	—	—	4割程度	5割程度
	電気製品	1割程度	4割程度	5割程度	8割程度

③ 特定保守製品への点検時期お知らせ機能の搭載

長期制度を補完するものとして、経済産業省より、特定製造事業者等に対し、特定保守製品への点検時期お知らせ機能搭載の一層の推進を要請したところ、関係工業会では、自主基準を設け、当該機能を搭載した機器の普及を促進している。

<小型湯沸器の点検時期お知らせ機能の表示イメージ>



※使用回数や使用時間などにより、使用年数を推計し、使用時間が設計標準使用期間を過ぎると当該製品の表示部にランプを点滅させるなどして、所有者に対して点検時期の到来の目安を知らせる。メーカー等の点検員のみがリセットできるようにし、その際に、所有者に対し点検を促す。

平成24年度に主な特定製造事業者等が生産した特定保守製品におけるお知らせ機能の搭載状況は以下のとおり。

<ガス機器>

屋内式ガス瞬間湯沸器（都・ＬＰ）、屋内式ガスふろがま（都・ＬＰ）とも、既に9割以上の製品に搭載されている。

<石油機器>

石油給湯機については、5割程度の製品に搭載されている。製品の開発のサイクルが比較的に長いため、すべて切り替わるまで時間を要しているが、徐々に製品が切り替わっている。

季節商品であり夏場には取り外される（電源が抜かれる）密閉式石油温風暖房機やマイコンが搭載されていない石油ふろがまについては、使用期間の推計の仕方が難しく、これまで関係工業会において、その機能の設定の仕方などについて検討が進められてきた。平成24年10月、自主基準化されたことから、今後、搭載される製品が増加するものと思われる。

<電気製品>

経済産業省による点検時期お知らせ機能搭載の要請以前より導入が進められていたビルトイン式電気食器洗機については、9割以上の製品に搭載されている。

浴室用電気乾燥機については、4割程度の製品に搭載されている。経済産業省による要請後に当該機能の導入が推進されていることから、今後、徐々に搭載率が向上するものと思われる。

＜主な特定製造事業者等におけるお知らせ機能搭載率（平成２４年度生産分）＞

	搭載率
屋内式ガス瞬間湯沸器（都）	97%
屋内式ガス瞬間湯沸器（LP）	
屋内式ガスふろがま（都）	92%
屋内式ガスふろがま（LP）	
石油給湯機	52%
石油ふろがま	0%
密閉式石油温風暖房機	16%
ビルトイン式電気食器洗機	94%
浴室用電気乾燥機	43%

（出所）（一社）日本ガス石油機器工業会、（一社）日本電機工業会調べ。

④ 制度の一層の定着に向けた今後の課題

特定保守製品取引事業者（販売事業者等）に対する長期制度の更なる周知徹底

特定製造事業者等における所有者票の改善対策の更なる促進

特定製造事業者等における特定保守製品へのお知らせ機能搭載の更なる促進

⑤ 所有者情報の管理状況

消費生活用製品安全法第３２条の１３第２項において、特定製造事業者等は、所有者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない旨、規定されていることから、経済産業省では、その順守状況を確認するため、平成２４年末、特定製造事業者等に対し、所有者情報の管理状況についてアンケート調査を実施した。

その結果、概ね、適切な管理がなされている旨の報告がなされたが、業務を外部委託している場合の委託先における管理状況については、その把握状況について特定製造事業者ごとに温度差が見られた。このため、平成２５年１月、関係工業会との定例会合において、経済産業省より、当該アンケート調査結果について報告するとともに、適切な所有者情報の管理を行うこと、特に委託している業務については、適切に受託事業者を監督するよう改めて要請した。

⑥ 点検の実施状況

特定保守製品の設計標準使用期間については、１０年に設定されている場合が多いが、業務用の屋内式ガス瞬間湯沸器や石油給湯機のように３～５年に設定しているものや、石油ふろがまや密閉燃焼式石油温風暖房機のように８年に設定しているものも、わずかではあるが、存在する。このため、平成３０年を境に急激に大量の点検が始まることが想定されるが、業務用の屋内式ガス瞬間湯沸器など、既に点検が実施されている機器の点検状況を参考にするなど、来るべき点検の本格的な実施に備え、適切な点検体制を整備しておく必要がある。

5. N I T Eの製品事故情報収集の状況

(1) 平成24年度の製品事故情報収集の概要

平成24年度にN I T Eが収集した製品事故情報（重大製品事故及び非重大製品事故の合計）は、3,595件であった（前年度比940件減少、20.7%減）。

複数の機関（情報源）からの重複分を除いた製品事故情報は、3,147件で、品目別に前年度の件数と比較すると、減少した品目は、家庭用電気製品（957件減）、燃焼器具（114件減）、乗物・乗物用品（66件減）、家具・住宅用品（57件減）で、一方、増加した品目は、身のまわり品（214件増）、台所・食卓用品（97件増）であった。

<N I T Eが収集した事故情報件数の推移>

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		件数 増減	前年 度比
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比		
家庭用電気製品	2,703	49.7%	2,990	52.6%	2,579	53.8%	2,596	57.1%	1,644	45.7%	-952	-36.7%
台所・食卓用品	149	2.7%	165	3.8%	79	1.6%	89	2.0%	176	4.9%	87	97.8%
燃 焼 器 具	1,275	23.4%	885	20.2%	934	19.5%	985	21.7%	861	23.9%	-124	-12.6%
家具・住宅用品	359	6.6%	237	5.4%	425	8.9%	316	7.0%	255	7.1%	-61	-19.3%
乗物・乗物用品	179	3.3%	199	4.6%	271	5.7%	193	4.3%	113	3.1%	-80	-41.5%
身のまわり品	451	8.3%	250	5.7%	218	4.6%	204	4.5%	419	11.7%	215	105.4%
保健衛生用品	35	0.7%	127	2.9%	65	1.4%	22	0.5%	23	0.6%	1	4.5%
レジャー用品	113	2.1%	87	2.0%	98	2.0%	81	1.8%	61	1.7%	-20	-24.7%
乳 幼 児 用 品	143	2.6%	82	1.9%	92	1.9%	22	0.5%	14	0.4%	-8	-36.4%
織 維 製 品	33	0.6%	40	0.9%	27	0.6%	27	0.6%	29	0.8%	2	7.4%
そ の 他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	-
合 計	5,440	100%	4,371	100%	4,788	100%	4,535	100%	3,595	100%	-940	-20.7%

注）上記の数字は、同一事故について複数の機関（情報源）から重複して事故通知があった場合に、それぞれを1件として算出した受付件数である。N I T Eが収集した重大製品事故は1,279件、非重大製品事故は2,316件であった。

<N I T Eが収集した事故情報件数の推移（重複を除いたもの）>

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		件数 増減	前年 度比
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比		
家庭用電気製品	2,439	50.2%	2,121	53.6%	2,414	55.7%	2,440	60.2%	1,483	47.1%	-957	-39.2%
台所・食卓用品	138	2.8%	158	4.0%	79	1.7%	78	1.9%	175	5.6%	97	124.4%
燃 焼 器 具	1,039	21.4%	728	18.4%	714	16.5%	730	18.0%	616	19.6%	-114	-15.6%
家具・住宅用品	334	6.9%	217	5.5%	400	9.2%	300	7.4%	243	7.7%	-57	-19.0%
乗物・乗物用品	170	3.5%	170	4.3%	246	5.7%	169	4.2%	103	3.3%	-66	-39.1%
身のまわり品	433	8.9%	238	6.0%	209	4.8%	191	4.7%	405	12.9%	214	112.0%
保健衛生用品	34	0.6%	124	3.1%	63	1.5%	22	0.5%	23	0.7%	1	4.5%
レジャー用品	105	2.2%	83	2.1%	95	2.2%	76	1.9%	58	1.8%	-18	-23.7%
乳 幼 児 用 品	136	2.8%	81	2.0%	90	2.1%	21	0.5%	14	0.4%	-7	-33.3%
織 維 製 品	32	0.7%	40	1.0%	26	0.6%	27	0.7%	27	0.9%	0	0%
そ の 他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	-
合 計	4,860	100%	3,960	100%	4,336	100%	4,054	100%	3,147	100%	-907	-22.4%

注）上記の数字は、同一事故について複数の機関（情報源）から重複して事故通知があった場合、同じ案件として1件として算出した受付件数である。

製品別の構成比は、家庭用電気製品が47.1%を占め、燃焼器具が19.6%であった。前年度の家庭用電気製品の構成比は60.2%を占めていたが、構成比が大きく変動した理由は、家庭用電気製品の同一事業者から同一製品の事故情報がまとめて報告されたことによる（例えば、昨年度は、コードレス電話子機用ACアダプター：485件、プリンター：355件、プリンター複合機：111件がまとめて報告された）。

平成24年度に、同一事業者から同一製品の事故情報がまとめて報告されたため、事故件数が増加した製品は次のとおり。

- ・乾電池（アルカリ単3形）（255件、前年度との差：253件増）
- ・扇風機（131件、前年度との差110件増）
- ・トイレ用消臭機能付電気ストーブ（70件、前年度との差70件増）
- ・台所・食卓用品で、ガラス製のコップ（78件、前年度との差78件増）
- ・樹脂製のチップスメーカー（電子レンジ用）（28件、前年度との差28件増）

一方、前年度に、同一事業者から同一製品の事故情報がまとめて報告されたが、平成24年度は、事故の発生が大幅に減少したため、事故件数が減少した製品は次のとおり。

- ・コードレス電話子機用などのACアダプター（1件、前年度との差484件減）
- ・プリンター（9件、前年度との差346件減）
- ・プリンター複合機（0件、前年度との差111件減）

製品事故の情報源は、事業者からの報告が最も多かったが（1,479件）、前年度と比較すると減少した（828件減少、35.9%減）。また、消費生活センターからの報告は、年々減少しており、平成24年度は501件であった。

＜N I T Eが収集した事故情報件数の情報提供元の推移＞

情 報 提 供 元 (報告者／通知者)		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		件数 増減	前年 度比
		件 数	構 成 比	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比		
製造事業者等		2140	39.3%	1853	42.4%	2476	51.7%	2307	50.9%	1479	41.1%	-828	-35.9%
自治体等		332	6.1%	297	6.8%	279	5.8%	260	5.7%	280	7.8%	20	7.7%
消費生活センター等		832	15.3%	846	19.4%	668	14.0%	529	11.7%	501	13.9%	-28	-5.3%
国の機関	重大製品事故	1400	25.7%	1166	26.7%	1121	23.4%	1164	25.7%	1061	29.5%	-103	-8.8%
	その他	169	3.1%	96	2.2%	217	4.5%	251	5.5%	190	5.3%	-61	-24.3%
消費者及び消費者団体等		232	4.3%	67	1.5%	1	0%	1	0%	0	0%	-1	-100%
その他		32	0.6%	33	0.8%	18	0.4%	20	0.4%	83	2.3%	63	315%
小計		5137	94.4%	4358	99.8%	4780	99.8%	4532	99.9%	3594	100%	-938	-20.7%
新聞情報等		303	5.6%	13	0.2%	8	0.2%	3	0.1%	1	0%	-2	-66.7%
合計		5440	100%	4371	100%	4788	100%	4535	100%	3595	100%	-940	-20.7%

注)「製造事業者等」とは、製造、輸入、販売、公益事業者、業界団体をいう。「自治体等」には、消防、警察を含む。「国の機関」のうち、「その他」とは、ガス事業法等に基づき、国に報告されたもの等を含む。「その他」とは、病院や施設等からの通知をいう。

(2) 平成24年度の事故情報上位品目

平成24年度の事故情報の上位品目をみると、ガスこんろの事故情報が最も多いが、年々減少傾向にある（平成22年度と比較して30.5%減少）。また、自転車（同56.1%減少）、エアコン（同30.6%減少）も大きく減少した。

ガスこんろは、重大製品事故報告が大幅に減少しており、ガス関連2法の技術基準改正*、IH調理器の普及、天ぷら火災を事故に含まないと判断された等の要因が考えられる。

*平成20年に「ガス用品の技術上の基準等に関する省令」及び「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令」が改正され、ガス立ち消え安全装置及び調理油過熱防止装置の搭載が義務化された

＜NITEが収集した事故情報上位品目の件数の推移＞

品 名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	件数増減	前年度比
ガスこんろ	574	273	159	134	106	93	-13	-12%
エ ア コ ン	112	119	86	111	74	77	3	4%
ガスふろがま	112	85	91	76	87	69	-18	-21%
電気ストーブ	357	237	151	74	84	68	-16	-19%
自 転 車	44	67	85	98	77	43	-34	-44%
石油ストーブ	242	118	77	58	78	63	-15	-19%

(3) 非重大製品事故情報の活用状況

非重大製品事故情報は、重大製品事故報告とともに、経済産業省、消費者庁、NITEの3者で定期的に安全対策の検討を行い、事故の再発防止、未然防止に活用している。事故情報が、事業者の自主リコールや注意喚起に繋がった事例は、以下のとおり。

＜事例1：消費生活センターからの通知＞長期使用（約40年）によって、扇風機のコンデンサーの絶縁性が劣化してコンデンサーの充填材が噴出する事故を発端に再社告を実施。

＜事例2：消防からの通知＞洗濯機のモーター用コンデンサーの製造工程で異物が混入したため、異常発熱して発煙に至った事故を発端に再社告を実施。

＜事例3＞ガスふろバーナーの長期使用（約19年）により、ガスブロック部のセイフティバルブフランジ部分が腐食し亀裂が生じてガスが漏れた事故では、経済産業省とNITEが連携して事業者の自主リコールを指導するとともに、消費者に使用上の注意喚起を実施。

(4) NITEにおける製品事故の未然防止対策の取組状況

NITEが実施している従来の再発防止業務に加え、製品事故の未然防止対策を検討する「製品リスク評価課」がNITE製品安全センター内に設置された。

製品リスク評価課は、事故のリスク分析や製品横断的な分析を実施してきた「事故リスク情報分析室」、経年劣化分析等を実施してきた「経年劣化対策室」、電気用品安全法の技術基準体系の見直し等の業務を担当してきた「電気用品安全室」を統合して設置された。

製品リスク評価課では、昨今の輸入製品による事故の増加に対応するため、海外情報の収集・分析や国際連携業務も実施する。

Ⅱ章 製品事故の未然防止・再発防止のための対策

1. 経済産業省の取組

(1) 乳幼児用ベッドに係る解釈通達の見直し

乳幼児用ベッドから乳幼児が転落する事故を防止するため、消費生活用製品安全法の運用解釈を改正し、乳幼児用ベッド本体に表示を義務付けている事項に、以下の注意事項及び図表示を追加した（平成25年4月1日通知、平成26年4月1日適用）。また、注意喚起チラシを作成し、産婦人科病院、市町村の保健センター、ベビー用品販売事業者等の関係者に広く配布した。

＜注意事項＞

- a. 乳幼児ベッドの使用を終えたら、前枠を上げること
- b. 乳幼児がつかまり立ちできるようになったら（概ね5ヶ月以上）、床板を最下段にすること
- c. 出生後24ヶ月以内の乳幼児が使用すること
- d. 足がかりとなる物をベッドの中に入れないこと

＜図表示＞



(2) 製品事故の再発防止に向けた取組

① 医療・介護ベッド用手すりの事故の再発防止【消費者庁及び厚生労働省と連携】

平成24年11月、消費者庁、厚生労働省、経済産業省の3省庁連盟により、同年6月に実施した介護ベッドの安全使用に係る点検要請後のフォローアップ調査を実施し、調査結果を25年3月に厚生労働省の会議で報告した。

また、平成24年11月、「医療・介護ベッドの使用時にかかる意識調査（24年10月）」の結果を踏まえ、消費者庁、厚生労働省、経済産業省の3省庁連盟により、全国の福祉用具貸与事業者（約6500箇所）及び地方自治体に対して事故再発防止に関する周知を実施した。

平成24年度、介護ベッドのJIS開発委員会（事務局：JASPA）を開催し、安全性に関する国際整合化を図る等、25年度のJIS見直し検討に向けた議論を実施した。

② 子ども服の安全性に関するJIS化の検討

平成24年度、子ども服の安全性（フード、紐等）を調査検討するための委員会を開催し、JISに規定すべき事項及びその普及方法について検討を行い、25年度のJIS原案作成委員会に向けた素案を取りまとめた。

③ 学校における事故の再発防止について【消費者庁及び文部科学省と連携】

学校で発生した重大製品事故の事例を踏まえ、過去4回に亘り、文部科学省と連携して全国の小中高等学校、大学に事故情報の提供を行うとともに、チラシを作成・配布して注意喚起を実施してきた。平成24年度も、消費者庁・文部科学省と連携して一層の注意喚起を実施した。

④ リコール製品の周知について

リコール台数が多く、リコール未対策品の事故が再発している製品を紹介したリコールチラシを作成し（24年11月、25年3月）、消費者向け製品安全セミナーやNITEプレス等で配布し、注意喚起を実施した。

（3）重大製品事故調査の充実に向けた取組

重大製品事故報告・公表制度により報告された重大製品事故については、経済産業省の指示により、NITEが原因究明のための技術調査を実施している。技術調査の結果は、リコール指導、規制強化、注意喚起等を行う際の貴重な情報として活用している。

平成23年にNITEに対して、外部専門家の積極的活用による調査体制の強化、リスク評価による優先的な調査、調査プロセスの進行管理の徹底、消防との連携体制の強化等の要請を行い、調査の迅速化等に組んでいる。

① NITEによる重大製品事故調査の状況

平成24年度に経済産業省からNITEに調査を指示した重大製品事故の調査終了までに要した日数の平均は73日であった。

なお、調査期間が6ヶ月を超過したものが20件あり、このうち、他機関や事業者による調査に時間を要したものが18件、NITEの調査に時間を要したものが2件あった。

<重大製品事故の調査日数>

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
平均調査日数	103日	74日	79日	69日	73日

② 消防機関との連携

消防機関が把握している製品火災の情報や原因究明結果等を迅速かつ有効に活用し、消防機関とNITEとの連携及び情報共有の促進を図るため、平成23年6月23日付けで、経済産業省からNITE、消防庁から各消防署に対して、製品火災に関する情報提供の方法、連携スキーム、連携窓口の設置等を内容とする文書を発出し、連携強化を行った。

平成24年度は、全国の消防機関167機関をNITEが訪問し、更なる情報共有を依頼する等の連携強化を行うとともに、NITEと消防との合同調査が144件実施された。

また、平成23年2月に設置された「消防機関とNITEとの連携・情報共有に関する会合」を8回開催し、個別の調査事案に関して情報共有、意見交換を行った。

2. 事業者等の自主的取組

(1) 関係事業者団体等による注意喚起等

① ウォーターサーバーの注意喚起について【経済産業省後援】

ウォーターサーバーによる火災や幼児の火傷等の事故の未然防止ため、平成25年2月、一般社団法人日本宅配水協会及び一般社団法人日本ウォーターアンドサーバ協会が製品の安全使用に関するリーフレットを作成し、団体加盟各社から全国の宅配水取次店を通じユーザーへの配布及び消費生活センターへも情報提供を行った。

② 発電機の注意喚起について【経済産業省後援】

発電機によるCO中毒や火災事故の未然防止のため、平成24年9月、一般社団法人日本陸用内燃機関協会が発電機の安全使用に関するリーフレットを作成し関係先に配布（6万部）した。

③ 除雪機の安全啓発活動の取組について

除雪機使用に際しての手足の挟み込みによる死亡・重傷事故の防止のため、日本農業機械工業会除雪機安全協議会では、平成24年11月、積雪地域の自治体の防災関係部署、報道機関、販売店（農協、特約店、ホームセンター）等に対して、安全啓発のチラシ（約5万部）を配布した。

④ 電動車いすの注意喚起について

電動車いす安全普及協会では、販売前の問診票チェック、警察や交通安全協会等と協力して安全運転講習会の開催等の安全普及啓発活動を継続して実施した。また、同協会では、平成25年3月に安全運転喚起リーフレットを作成し、利用開始や安全運転講習会時に利用者に配布した。

(2) 関係事業者との連携による製品安全対策の推進

①オークション・ショッピングサイト運営事業者との協力体制の構築

製品安全関連四法の遵守については、地方経済産業局、地方自治体及びNITEと連携し、立入検査等を実施しているが、近年インターネットオークションやショッピングの急速な拡大に伴い、法令違反が疑われる製品のネット上での販売が増加。このため、平成24年6月、ネット運営事業者（ヤフー、楽天、DeNA）と協力体制を構築し、ネット上での効果的な違反対応を実施している。

②流通事業者団体との協力体制の構築

リコールの実効性を確保していくためには、リコール情報を消費者に届けることが重要であり、消費者に近い位置にある販売事業者の役割が期待されている。平成24年5月に経済産業省と大手家電流通懇談会との間で協力体制を構築してリコール情報等の提供を開始したが、同年12月には全国電機商業組合連合会（中小家電）と、平成25年3月には日本ドウ・イット・ユアセルフ協会と協力体制を構築した。

（３） 事業者による自主的取組の促進

① 事業者のリコールの実施を支援

事業者がリコールを実施するにあたっての基本的な考え方や手順等を示した「リコールハンドブック」を策定し公表した（平成19年11月）。平成22年5月には、リコールハンドブックを改定してアフターリコール対策を充実させた。また、平成23年度には、リコールやアフターリコールに関する事例集を作成した。平成24年度は、ハンドブックの紹介リーフレットや主要事項を抽出した手引きを作成し、事業者向けセミナー等で配布した。

② リスクアセスメントの普及・促進

製品事故を未然に防止するため、事業者が製品の設計・開発・製造段階で、リスクの把握と評価を行うリスクアセスメントの考え方を示した「ハンドブック【第一版】（平成22年5月）」「ハンドブック【実務編】（平成23年6月）」を策定・公表し、事業者への普及を図っている。平成24年度には、ハンドブックの紹介リーフレットや重要なポイントを抽出した手引きを作成し、事業者向けセミナー等で配布した。

③ 事業者の製品安全に関する自主的な取組の促進

事業者の製品安全に関する自主的な取組を促進するため、製品安全に関する「推奨事項」「取組事例」等を取りまとめた「製品安全に関する事業者ハンドブック」を作成・公表（平成24年6月）。平成24年度は、ハンドブックの紹介リーフレットや主要事項を抽出した手引きを作成し、事業者向けセミナー等で配布した。

③ 流通事業者の製品安全に関する自主的な取組の促進

流通事業者の製品安全に関する自主的な取組を促進するため、流通事業者の取組を「安全原則」と「共通指針」として取りまとめた「製品安全に関する流通事業者向けガイド」及び「ガイドの解説」を作成・公表した（平成25年7月予定）。今後、ガイドの周知を図るとともに、流通事業者、業界団体がそれぞれの特色を踏まえ、当該ガイドを参考に、業界指針やガイドライン等の策定を支援する。

④ 製品安全対策優良企業表彰

平成19年度から製品安全対策優良企業表彰を実施し、製品安全に対して積極的に取り組む事業者を表彰している。受賞企業における製品安全への好取組事例については、パンフレットの作成や、表彰制度ウェブサイトへの掲載等を通じて紹介を行っている。なお、本制度の創設以降、64企業、1団体が受賞した。

【平成24年度製品安全対策優良企業表彰受賞企業】

<大企業 製造事業者・輸入事業者部門>

経済産業大臣賞	株式会社バンダイ
商務流通保安審議官賞	株式会社東芝
	トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社
優良賞	ミーレ・ジャパン株式会社

<大企業 小売販売事業者部門>

経済産業大臣賞	上新電機株式会社
商務流通保安審議官賞	株式会社チヨダ
	パナホーム株式会社
優良賞	株式会社ディノス

<中小企業 業製造事業者・輸入事業者部門>

経済産業大臣賞	日進木工株式会社
商務流通保安審議官賞	カリモク株式会社
	名和興産株式会社
優良賞	長谷川工業株式会社

<中小企業 小売販売事業者部門>

経済産業大臣賞	有限会社協和電気商会
---------	------------



3. 消費者に対する注意喚起

(1) N I T Eの定期プレス公表による注意喚起

重大製品事故報告や、非重大製品事故情報の調査結果等を踏まえ、事故防止の観点から、毎月N I T Eがプレス公表を実施し、消費者に注意喚起を行っている。N I T Eが提供した事故情報や事故の再現映像等は、マスメディアを通じて広く報道されており、平成24年度は、新聞に98回、テレビに149回取り上げられた。

<平成24年度に実施したN I T Eの定期プレス公表>

平成24年

- 4月19日 電子レンジ及び電子レンジとの組み合わせで使用される製品の事故の防止について
- 5月24日 乾燥機及び除湿機による事故の防止について
- 6月21日 エアコン及び扇風機による事故の防止について
- 7月19日 照明器具による事故の防止について
電池による事故の防止について
- 8月23日 介護現場における介護ベッド等による事故の防止について
- 9月20日 家庭内における子どもの事故の防止について
- 10月18日 電源コード及び配線器具による事故の防止について
石油ストーブによる事故の防止について（再周知）
- 11月22日 電気こたつ、電気カーペット及びゆたんぽの冬の事故の防止について
- 12月20日 ガスこんろ、カセットこんろの事故の防止について

平成25年

- 1月24日 はしご・脚立及び除雪機の事故の防止について
石油ストーブによる事故の防止について（再周知）
- 2月21日 ガスふろがま、石油ふろがまの事故の防止について
- 3月22日 電気こんろによる事故の防止について

(2) 広報資料・リーフレット等の作成・配布による注意喚起

N I T Eは、消費者の誤使用・不注意による事故を防止するため、「身・守りハンドブック2013」を作成した。また、若年者向けの製品安全教材（DVD）「くらしの中の身近な製品事故 中学生以上対象」を作成し、全国の中学校等へ配布した。

経済産業省は、台所で使用される製品の注意喚起リーフレットを作成し、クッキングスクール等で配布した（平成24年11月）。また、N I T Eと連名で、引っ越しや新生活に伴って発生しやすい事故の注意喚起リーフレットを作成し、大学生協等に配布した（平成25年4月）。

(3) 製品安全セミナー、製品安全総点検週間における周知

製品事故情報や安全な製品の使用方法等について周知する消費者向けの「製品安全セミナー」

を毎年全国で開催しており、平成24年度は、全国13ヶ所でセミナーを開催した。平成24年度末までの開催実績は計84回、参加延べ人数は約16,000人となった。

また、毎年11月の1週間を「製品安全総点検週間」として、各経済産業局及びNITEと連携し、全国規模で製品安全の重要性を周知する活動を実施しており、平成24年度は、11月9日に「第7回製品安全総点検セミナー」を開催して、製品安全対策優良企業の表彰式を行うとともに、製品安全に関する有識者による講演を行った。

(4) 政府広報等を活用した注意喚起

経済産業省では、内閣府の政府広報ツールを活用し、インターネットTVやラジオ、モバイル携帯端末などの様々な媒体を通じて、季節ごとに発生しやすい製品の事故や個別製品の事故に関する注意喚起を実施している。

<平成24年度に政府広報等を活用して実施した注意喚起>

平成24年

- 4月 広報誌「METI ジャーナル」特集：製品の安全はこうして作られる
- 5月 音声CD「明日への声」扇風機・エアコン、ガスこんろの事故防止
- 6月9日 ラジオ「中山秀征のジャパリズム」CM 梅雨時期の製品（乾燥機等）の事故防止
- 7月2日 政府広報オンライン「お役立ち記事」扇風機・エアコンの事故防止
- 7月5日 インターネットTV「徳光&木佐の知りたいニッポン！」夏のレジャーの危険性
- 7月16日 政府広報オンライン「お役立ち記事」夏のレジャーの危険性
- 7月16日～22日 インターネットテキスト広告 Yahoo! 扇風機・エアコンの事故防止
- 7月21日～22日 ラジオ「中山秀征のジャパリズム」夏のレジャーの危険性
- 8・9月号 広報誌「METI ジャーナル」シンボルマーク探訪
製品安全対策優良企業のマーク紹介
- 9月 音声CD「明日への声」福祉用具の事故防止
- 9月 活字広報「ふれあい」福祉用具の事故防止
- 9月15日～16日 ラジオ「中山秀征のジャパリズム」福祉用具の事故防止
- 9月17日～23日 モバイル携帯端末「THE NEWS」福祉用具の事故防止
- 10月29日～11月4日 モバイル携帯端末 製品安全総点検週間
- 11月24～25日 ラジオ「中山秀征のジャパリズム」冬の製品事故防止
- 12月6日 インターネットTV「くらしの安全・安心」福祉用具の事故防止
- 12月14日 政府広報オンライン「お役立ち記事」照明器具の事故防止
- 12月16日～23日 モバイル携帯端末「THE NEWS」福祉用具の事故防止

平成25年

- 1月12日～13日 ラジオ「中山秀征のジャパリズム」CM 湯たんぽの事故防止
- 1月21～27日 モバイル携帯端末「THE NEWS」湯たんぽの事故防止
- 2月28日 インターネットTV「くらしの安全・安心」照明器具の事故防止
- 3月 音声CD「明日への声」引っ越しシーズンの事故防止
- 3月16日～17日 ラジオ「中山秀征のジャパリズム」CM 引っ越しシーズンの事故防止

(4) 冬場の事故における注意喚起

平成24年10月から翌年2月の間に、NITEの定期プレス公表や政府広報、製品安全総点検週間等を活用して、冬場の事故における注意喚起を集中的に実施した。

<全国向け>

平成24年

- 10月18日 「石油ストーブの事故防止について」(NITE プレス)
- 11月上旬 エネ庁節電パンフレット「家庭の節電メニュー」
 - ・節電により使用機会の増加が見込まれる石油ストーブ等の注意喚起
- 11月5日～9日 「製品安全総点検週間」
 - ・冬場の製品事故注意喚起リーフレットの配布(NITE)
- 11月22日 「電気こたつ、電気カーペット及びゆたんぼの冬の事故防止について」(NITE プレス)
- 11月24、25日 「政府広報ラジオ」(政府広報)
 - ・冬の製品事故防止についてスポット広告を実施
- 11月30日 「冬の暖房器具に係る製品事故防止に向けた協力依頼」
 - ・(社)日本ショッピングセンター協会、(社)日本ドウ・イット・ユアセルフ協会、日本チェーンストア協会、大手家電流通懇談会及び全国電機商業組合連合会へ文書を発出し協力依頼

平成25年

- 1月12～13日 「政府広報ラジオ」(政府広報)
 - ・湯たんぼの誤使用による低温火傷についてスポット広告を実施
- 1月21日～27日 「携帯電話・モバイル端末向けテキスト広告」(政府広報)
 - ・湯たんぼの誤使用による低温火傷についての注意喚起
- 1月24日 「はしご・脚立及び除雪機の事故の防止について」(NITE プレス)
- 1月24日 「石油ストーブによる事故の防止(再注意喚起)」(NITE プレス)
- 2月21日 「ガスふろがま及び石油ふろがまの事故の防止について」(NITE プレス)

<災被災地域向け>

- 10月18日 「仮設住宅向けチラシ」(当省・日本ガス石油機器工業会連名)
 - ・節電指向で使用機会の増加が見込まれる石油ストーブ等について、被災地県(福島、岩手、宮城)の市町

4. 国際連携の状況

(1) 国際的な枠組みでの取組

平成22年4月、OECD・消費者政策委員会の下にワーキングパーティが設置され、各国のリコール情報を単一のウェブサイトを集約する等の検討が開始された。データフォーマット、使用言語、用語の整合性等の検討が行われ、平成24年10月19日、英語を使用言語とする米国、カナダ、ヨーロッパ、オーストラリアが、各国の製品リコールの最新情報を英語で提供するグローバルリコールポータルサイトを立ち上げた。今後は多言語に対応したシステムに拡大する方向で検討が行われている。

(2) 多国間の枠組みでの取組

平成24年2月に開催されたICPHSO（国際消費者製品健康安全機関）総会において、NITEから日本の製品安全の取組について講演を行った。平成25年2月にワシントンで開催された総会においては、NITEが最新の海外規制動向等に関する情報収集を行った。

(3) 中国との取組

平成19年4月、経済産業省と中国AQSIQ（国家質量監督検験検疫総局）との間で、製品安全の協力関係を構築する覚書を大臣級で締結し、これに基づき、毎年、定期協議を開催している。平成24年度は、第5回定期協議の合意に基づき、7月に日本の製品安全関連法に係る中国の事業者向けセミナーを開催（於、中国）。同年10月には中国政府職員向け製品安全研修（於、日本）、11月には第6回定期協議（於、日本）の開催を予定していたが、中国側から延長の申し入れがあり、現在は全ての協力事業がストップしている。

(4) 韓国との取組

平成20年12月、経済産業省と韓国KATS（知識經濟部技術標準院）との間で協力ガイドラインを締結し、KATS及び韓国検査機関の技術者（8名）をNITEが受け入れ研修を実施するとともに、NITEがKATS等を訪問して意見交換を実施した。

(5) 米国との取組

平成18年11月、経済産業省及びNITE、CPSC（消費者製品安全委員会）の三者間で、協力ガイドラインを締結した。平成24年2月のICPHSO年次総会が開催された際にNITE理事長とCPSC委員長が会談し、今後の協力について確認等を行った。また、CPSCから得た米国リコール情報に基づき、日本国内での販売事業者が確認された製品にはリコール等の再発防止の取組の指導を実施している。平成24年7月には、CPSCが日本を訪問し、経済産業省とガスこんろやライターの安全規制について意見交換を実施するとともに、(財)ガス機器検査協会や産業技術総合研究所と意見交換を行った。

